

一八八〇年代の朝鮮問題と国際政治

——日清戦争への道をめぐって——

高 橋 秀 直

【要約】 日清戦争は日本の大陸国家化の第一歩であるとともに極東の帝国主義的分割の開始を告げるものであった。この日清戦争とその後分割については、これを不可避とする状況（日本政府の対清武力対決方針の決定・列強の極東に対する外圧の強化）が一八八〇年代中期までに朝鮮問題を焦点として形成された、とするのが通説である。本稿はかかる通説の再検討の試みであり、そのために壬午事変後より甲申事変の勃発、天津条約を経て巨文島事件下の朝鮮弁法八ヶ条に至る一八八〇年代前半の朝鮮問題の展開を検討した。

これにより得られた結論は、一、当時の日本政府の朝鮮政策は単一ではなく、その主流である長州派（井上馨・伊藤博文・山県有朋ら）は朝鮮支配のための対清武力対決方針を基本的な外交方針としていなかった、二、清・日両国の列強への対抗力はこの時期むしろ強化されていた、三、したがってこの時期、日清戦争、極東の帝国主義的分割の開始を不可避とする状況は存在していなかった、というものである。そしてこのことは日清戦争前の日本国家の進路の多様な可能性を示すとともに日清戦争という選択の持つ決定的な重みを明らかにすることになろう。

史料 七一巻六号 一九八八年十一月

はじめに

日清・日露の両戦争によって日本は台湾に加え、朝鮮・南「満州」の一部を政治的に支配する大陸国家となった。日本のこの大陸国家化の過程は、極東における帝国主義的分割競争の開始と深化の不可欠の一環をなしていた。そして日露戦

後、大陸版図の維持又は拡大への頑なな執着が戦前期日本国家の痼疾となり、それが他のアジア諸民族の抑圧の原因となるとともについには自らを破滅に導いたのは周知のことだろう。

こうした大陸国家化は日本の近代化にとって不可避のものであったのだろうか。大陸国家化の起爆剤となったのは、日清戦争の強引な開戦となって爆発した朝鮮支配への欲望であった。したがって右の疑問は、さしあたり以下の形で問い直すことができるだろう。

第一に、朝鮮侵略の志向は、近代化を担っていた日本の政治勢力にとって根本的な外交方針であったのだろうか、それを志向しない有力な政治勢力は存在していただろうか、第二に、当時の極東における国際情勢（その中心は列強の外圧は日本の朝鮮侵略＝帝国主義化を不可避とするものであっただろうか、である。

まず前者についての研究を見る。遅くとも一八八二年の壬午事変後の対清軍備拡張の決定から一八八五年の天津条約の時期までに、必要ならば武力に訴えてでも朝鮮の政治的支配を実現しようという方針が、明治政府＝藩閥勢力の根本的な外交方針＝国是となったというのが、その一般的な認識であると思われる。^①そして藩閥勢力に対抗する自由民権運動も、壬午・甲申事変の時期より国権論に傾斜し、朝鮮侵略方針については藩閥勢力と一致したとするのが通説と見てよいだろう。^②

近代的国民国家の形成が絶対的課題となってしまうていたこの時期において、それを担う政治勢力（藩閥勢力と民権運動）がともに朝鮮侵略を基本的外交方針とすることで一致していたという認識は、日本近代化の裏側の負の側面の非常な重さを明らかにし、それへの自省を導くべきものであろうが、一方、近代化という課題の達成を図る上で他の道の現実的な可能性が存在していなかったことをそれは意味する以上、一種の宿命感を生み出す余地も持っていよう。

次に日清戦争に至る極東情勢の研究を見る。西欧列強の強大な圧力の下、一九世紀中・後期の東アジアは、植民地となるか植民地所有国となるか二者択一の選択しかない状況に追いこまれていたという歴史像が一般的に広く存在している。

これに対し遠山茂樹氏は、一八六〇年代より外圧は低下し、このため二者択一ではない民族国家形成の第三の道の可能性が生じたと主張した。しかしその氏においても一八八四年の清仏戦争以降は外圧が再び高まり二者択一の状況が成立したとしている。

このように帝国主義段階前夜の二八八〇年代中期の東アジアにおける二者択一の状況の存在という考えは歴史家においても有力である。しかしかかる認識にたてば、日本の大陸国家化は道義的には悪であっても、自立の達成のためにはやむをえない不可避の道であったという評価に導かれる可能性がある。^④

以上のように従来の研究においては、日清戦争、または極東における帝国主義的分割を不可避とする状況が、一八八〇年代中期には形成されたとする見解が有力となっている。

しかしかかる見解は事実だろうか。本稿はこれをこの問題についての従来の研究の焦点となっている一八八〇年代前半の日本の朝鮮政策を再検討することで明らかにしようとするものである。^⑤

この時期の朝鮮政策の研究で第一にあげられるべきものは田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上・下（一九四〇刊・一九六三復刊・文化資料調査会、以下、『田』と略記）である。同書の行った基本資料の提示・事実の確定、それに基づく著実な分析は、以後の研究の基礎を作ったのみならず、この時期の朝鮮政策の全過程の一貫した実証的研究という点において、若干の修正を加えられたが、現在でも最高峰の地位をしめている。田保橋氏の研究をふまえ戦後、山辺健太郎・彭沢周・中塚明・藤村道生・芝原拓自ら諸氏の研究が現われた。^⑥戦後の研究は、戦前において公然と示しえなかった日本の朝鮮政策の侵略性を暴露・批判することを共通の特徴とした上で、各々独自の意味付けを行うとともに実証面でも前進が行われた。

本稿は先の課題をはたすため右の研究史を持つこの分野に以下の視角より検討を行おうとするものである。

第一に、日本政府を一枚岩とせずそれを構成する諸勢力の次元まで下りてその朝鮮政策の展開と性格を見ようとする政治史的視角。これについて田保橋氏は、甲申事変処理のための対清交渉方針決定過程における政府内の意見対立の存在を

指摘している『田』上、一〇七五～七八頁）が、その対立はいかなる勢力間のものか・いかなる政策方針に基づいているのか・その対立は朝鮮政策をいかに規定したかなどより深い分析は行っていない。そして戦後の研究においては、この時期の朝鮮政策をめぐる権力集団内の対抗はほとんど検討の対象となっていない。このことは先に述べた朝鮮侵略方針の国是化（藩閥勢力の一致）という認識の反映とみなすことができよう。これに対し私はこの時期、権力集団内に朝鮮政策をめぐる有意の対立が存在していたと考えており、右の視角によりこのことを本稿の中で検証したい。^⑦

第二は国際関係史的視角。この視角よりの検討を行うのは、外交過程が諸国間の相互作用よりなるものである以上、一国からの分析ではその国自身の外交政策の展開をも捉ええないという一般的な理由とともに、一八八〇年代中期における極東情勢についての先にあげた歴史像の再検討の意図があるからである。この国際関係史的視角よりの分析は、朝鮮・清の一次資料を駆使した田保橋氏の著作の特に卓越した部分である。そして戦後においては、山辺氏の金玉均についての資料批判^⑧・彭氏の日仏関係の分析^⑨・芝原氏の洋務派の対外政策の通史的検討^⑩など研究の深化が図られている。本稿は右の研究をふまえながら清の動向についてより徹視的に検討することと従来、具体的な分析が行われていなかった甲申事変以後のイギリスの動き^⑪を検討することで右の課題達成のための基礎作業のいくらかを行いたいと考えている。

本稿の構成は以下の通りである。第一章においては、壬午事変より、甲申事変の善後措置についての対清交渉方針が確定した一八八五年二月までの日本の朝鮮政策の展開を明らかにする。第二章では、イギリスと清の対日方針を検討した上で天津における日清交渉を分析する。第三章は、巨文島事件以後の日本の朝鮮政策を扱う。そして終章では、日清戦争の不可避性の検討という本稿の課題にそって第三章までの内容を整理するとともに新たな論点の提示を行う。なお第一章の内容は、別稿「形成期明治国家と朝鮮問題」『史学雑誌』掲載予定、号数未定で詳述したので、本稿ではその要旨のみを記す。

（付記） 本稿は類出資料を以下のように略記する。市川正明編『日韓外交史料』3（一九六六刊・一九七七復刊・原書房）は『日韓』、『清季中日韓関係史料』（一九七二・台北・中央研究院近代史史料研究所）は『中日韓』、『清光緒期中日交渉史料』全四四冊（一九三二）

は『光緒』冊数、『李文忠公全書』全一六六冊（一九〇八）は『李全書』冊数、イギリス外務省文書はFO分類番号（なおFO.17, 6は東京大学総合図書館、FO.16は東洋文庫蔵、ともにマイクロフィルム）。なお資料引用にあたり旧字体は新字体に改めた。また引用文中の傍点・（）・イタリック体への変更はすべて高橋による。

① 対朝武力侵略方針の国是化の時期を壬午事変後の対清軍拡決定の段階に見る代表的研究は、芝原拓自『日本近代化の世界史的位相』（一九八一・岩波書店）第四章である。それ以外の説には明治初年以來とする中塚明『日清戦争の研究』（一九六八・青木書店）序章、一八八〇、一年の琉球問題をめぐる日清対立に画期をおく藤村道生『琉球分島交渉と対アジア政策の転換』（『歴史学研究』373・一九七一—六）、一八八五年一〇月頃とする津田多賀子「一八八〇年代における日本政府の東アジア政策展開と列強」（『史学雑誌』91—12、一九八二—12）等がある。

② 中塚前掲書、序章・芝原前掲書、第四章等。

③ 遠山「東アジア歴史像の検討」（『歴史学研究』281・一九六三—10）。

④ 例えば戦後歴史学界における帝国主義研究の先導者で、これにおける民族問題の重要性を逸早く提起していた江口朴郎氏でさえ、帝国主義国が植民地かという二者択一しかなかったという認識をとると、極東の憲兵となることで不平等条約から解放された日露戦争までの日本の歩みは、その選択についてのざりざりの解決の仕方であったと評価することになってしまう（江口『日本の歴史』32・一九七六・小学館、四二—五二頁）。

⑤ なお一八八四年以降、二者択一の状況が成立したとする遠山氏の見解に対しては、すでに芝原氏が鋭い批判を行っている。芝原氏は、遠山氏の国際情勢分析の方法を、外圧の把握については機械的でありその具体的あり方において把えていないこと、また外圧の規定性を一方

的に強調しそれへの被圧迫民族の主体的対応の重要性を軽視していることで批判する、そして外圧の具体的あり方と主体的対応の如何によつては帝国主義の時代においてさえも、ブルジョワ民族運動の成功という二者択一ではない第三の道の存在の余地がありえろとした（芝原前掲書、第五章一—II）。

二者択一の把握に対するかかる氏の批判は妥当なものと私は考える。もちろん第三の道の有無は、『もし』の領域に属する問題であり、決定的な論証はありえないが、今後の研究の中で、外圧の実体が具体的に明らかになれば、それと極東諸民族の力量を比較して行く作業（例えば杉山伸也「東アジアにおける「外圧」の構造」（『歴史学研究』一九八六年度大会特集号）など）が進んで行くならば、こうした主張の説得性は高まって行くと思われる。かかる作業の一つとなることが本稿の意図の一つである。

ただし芝原氏の極東情勢についての具体的把握については私は必ずしも賛成するものではない。芝原氏は、遠山氏と等しく、一八八〇年代前半において帝国主義的分割を不可避とする情況が極東に形成されたとしている（芝原「東アジアにおける近代」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』8・一九八五、東京大学出版会、三六、七頁、前掲書、四四一—四頁。ただし芝原氏は日本の主体的対応に「対外的国権拡張政策をその重要な要因としていることで遠山氏と大きな差がある」が、これについての私の批判点は、以下の本論で明らかにする。

⑥ 山辺「甲申日録の研究」（『朝鮮学報』十七・一九六〇）・『日韓併合

小史』(一九六六・岩波新書)等・彭「フェリー内閣と日本」(『史料』

45-3、一九六二-五)等・中塚前掲書・信夫清三郎編『日本外交史』

I(一九七四・毎日新聞社) III・IV章(藤村氏筆)・芝原前掲書。

⑦ なお本稿で、日本政府の外交政策と述べる場合は、それはその公的担当者である外務卿井上馨とその僚友伊藤博文が公的にとった政策を言う。

⑧ 山辺前掲「甲申日録の研究」。

⑨ 前掲論文を始めとする彭氏の一連の研究。

第I章 壬午事変後の朝鮮政策と甲申事変

壬午事変後の日本の朝鮮政策には三つの方針があった。一は、清との対決を覚悟してあくまで朝鮮の政治的支配をめざそうとするもの(以後これを積極的「独立」方針とする)、二は、不干渉方針で清の支配を事実上容認するもの、三は、一と二の中間的方针で、清の主張する朝鮮属国論は認めず独立論をとり、日本勢力の浸透を図るが、これにより清との対決に至ることは避けようとするもの(以後、消極的「独立」方針であった。そして、外務卿井上馨の主導する日本政府の対朝方針として実際にとられることになったのは三の消極的「独立」方針であった。しかしこの方針は、清との協調維持を図りつつもその朝鮮政策には対抗するという矛盾を本来含んでいた。したがって消極的「独立」方針の遂行のためにはこの矛盾の非顕在化、即ち清が一举に属国化をめざす強硬政策に出ないこと・朝鮮国内における親清的勢力と親日的勢力の政争が決定的な段階に至らないことが、必要条件となっていた。

壬午事変以後、強まっていた清の朝鮮への影響力は、一八八四年後半、清仏戦争が本格化すると動揺し始め、それとともに朝鮮内の政争が激しくなった。この時の朝鮮政情についての日本政府の認識は、親清的勢力が攻勢に出ているというものであった。そこで日本政府は親清的勢力に対し恫喝を加えるという従来とは異なる積極的な政策に出ることを決めた

⑩ 芝原前掲書、第六章。

⑪ この時期のイギリスの朝鮮政策を描いた研究に広瀬靖子「日清戦争前のイギリス極東政策の一考察」(『季刊国際政治』51・一九七四)があるが、甲申事変勃発後については具体的な分析を行っていない。なお一八八〇年代前半のイギリスの中国政策をイギリス外務省文書を使って分析した研究に、E. V. G. Kienan "British Diplomacy in China, 1860 to 1885" 1939. Cambridge University Press があつた。

が、それが対清戦につながることは従来と等しくあくまで回避しようとした。つまり戦争に至らない範囲で強硬政策をとる「瀬戸際政策」に出ようとしたのである。かかる日本政府の指示を受けて竹添駐朝公使は一〇月末京城に帰任し親清的勢力へ威嚇的言動をとった。しかし現地の情勢は日本政府が予想していたよりも緊迫したものであり、竹添に与えられた政策は実行困難であった。そこで竹添は、二面的な政府の政策の一面である親清的勢力への攻勢方針を重視し、親日的勢力である独立党のクーデター計画に対清戦争をも覚悟して参画するとともにこれを政府に具申した。日本政府の回訓はクーデターを不可とするものであったが、その訓令が到着する前の一二月四日、竹添以下日本駐留軍が関与した独立党のクーデターが発生した。独立党は一時権力を握ったが、親清的勢力と結ぶ清軍の攻撃に敗北し、クーデターは失敗に終わった。この結果、独立党は壊滅し親日的勢力が消え去った一方、清軍は京城を制圧するに至った。甲申事変の発生と敗北は日本政府の「瀬戸際政策」、さらには壬午事変以後とってきた矛盾した朝鮮政策の破綻を示すものであった。

クーデター敗北後、井上・伊藤ら長州派がとうとうとした事変処理方針は、これを機に対清武力対決をも覚悟して一挙に朝鮮問題の結着をつけようというのではなく、事変前の独立か属国か曖昧な状態への復帰をめざし事態の和平解決を図ろうとするものであった。そして彼らの方針の下に対朝・対清交渉方針が二月一九日閣議決定された。即ち朝鮮に対しては事件の責任のおしつけを迫り（竹添の内政干渉の陰蔽を意味する）、清に対しては朝鮮駐留の日清兩軍の相互撤兵を認めさせる（これは清軍の京城制圧の解除を意図したものである）というものであった。この方針の下に井上は自ら朝鮮に交渉に向かった。

一方この時、清は朝鮮支配に強い意欲を持っていた。しかし同時に清仏戦争のさ中に日本との新たな戦争に入ることは絶対にさげようとしていた。このため朝鮮へ事変処理に派遣された呉大澂は、日本の要求の内、撤兵要求は拒否するつもりだったが対朝要求については譲歩させる方針をとり朝鮮政府にそれを説いた。この結果一月九日の漢城条約で日朝間の事変処理問題は「解決」した。一方、困難が予想される日清交渉は井上が呉との交渉を回避したのでこの時は行われなかった。

しかしこれは問題の先送りにすぎず、井上の帰国とともに対清交渉問題が改めて日本政府内で検討されることになった。

この時井上や伊藤ら長州派の伯集団（一八八四年伯爵となった藩閥勢力の頂忒）は対清戦を回避し和平解決をめざす主和論の立場をとった。しかし権力集団内で長州派と対抗する薩派、特にその中の軍部はこれを機とする対清開戦を望んでいた。

一八八五年二月七日、改めて決定された対清交渉方針は、主戦派と主和派の妥協という性格を持っていた。即ち直ちに開戦するのではなく交渉を行い和平解決をめざすという方針では主和論にそっていたが、その交渉のための対清要求は清の拒絶が予想されるものだったのである。要求の中心は日清両軍の朝鮮よりの撤兵であった。しかしすでに一月二日、徐承祖駐日清公使は撤兵拒否の意向を明らかにしていた。さらに事変の際の日清両軍の衝突や日本側の被害の責任をとらせるため清の将官処罰も要求することになった。これは事変時の清軍の行動の正当性の問題にかかわるもので撤兵要求以上に清の拒否が予想されるものであった。また清の要求拒否、交渉決裂の場合の対応としては、すぐ開戦するのではなく朝鮮に清と同数の兵を派遣するということが決められていた。しかしこれも両軍の対峙↓衝突事件の発生↓開戦という筋道を前提にしているものであった。このような要求を抱えた交渉においては全権大使の役割が極めて重要となるが、これには薩派の黒田清隆をおさえ伊藤が任命された。主和派は対清交渉を自らの管掌の下に行うことには成功したのである。

明治一四年政変により長州派の政治的優位が成立し、対朝政策も井上・伊藤という長州派の線で運営されていた。それにもかかわらず薩派の主戦論がこの時、ここまで長州派の主和論を追いつめることができたのは、甲申事変の勃発と敗北という長州派主導の対朝鮮政策の破綻が薩派に大きな発言権を与えたことと福沢諭吉ら好戦的ジャーナリズムの煽動により開戦熱が高まっていたことよっている。そしてこの開戦か、和平解決か、の朝鮮政策をめぐる対抗は、政局における長州派の主導権の維持の問題とも連動する側面を持っていた。

この結果、伊藤は和平解決と長州派の政局主導権の維持のために清の譲歩を獲得すべく特使として清に向かうことになったのである。

第Ⅱ章 天津 条約

二月二五日、正式に訓令を受けた伊藤は、二八日、清に向け東京をたった。そして天津で直隸総督李鴻章と交渉を行い、両国間の条約を結んだ。本章は第一節で、交渉開始前のイギリスと清の対日方針の検討を行う。第二節では、天津における交渉過程を分析し、それより条約が朝鮮問題の展開の中に持つ意味と伊藤ら長州派の朝鮮政策の特質の解明を試みる。

一、イギリス・清の対日方針

伊藤の特使派遣が決まり対清交渉方針が確定して以後、伊藤・井上は交渉解決＝撤兵への同意獲得のため積極的な活動を行った。その第一のものがブランケット英駐日公使を通してのパークス英駐清公使への援助の依頼であった。この工作は単なる交渉への側面援助の依頼ではなく、パークスの対朝政策を修正させるための説得という意味も持っていた。

パークスは日本の撤兵論には反対で清は駐兵を続けるべきであるという考えを持っており、日本政府にブランケットを通して一月中に以下の厳しい警告を行っていた。^② 清仏戦争により清は急速に軍国化しつつある、清は日本との戦争をまったく望んでいないが、フランスへの抵抗に現在成功しているので、日本の威嚇に屈することはないだろう、と。ただしこうした日本の撤兵要求批判は、パークスが清の朝鮮単独支配を支持していたことを意味しているわけではない。彼は日本の駐兵をも支持しており、その容認を清政府に説いていた。^③ パークスは両軍の駐兵が必ず戦争につながるとは考えておらず、その朝鮮政策は、日清両軍駐屯による日清共同保護の実現をはかろうとするものであった。^④

こうしたパークスの考えの基礎には、清軍が撤退すれば在留外人の安全が守れないという朝鮮政府の治安維持能力への低評価^⑤とともに他列強（特にロシア）への危惧が存在していた。パークスは撤兵という清の受諾困難な要求のため交渉が決裂し開戦となる場合、日本はフランスとの同盟にふみきると見ていた。^⑥（そうならば日本はイギリスの影響力の外に出ることにな

る。また逆に兩軍撤兵が実現しても内乱が必至となりそれに乗じロシア勢力が南下するだろうと危惧していた。^⑦このため日清兩國が兩軍駐屯の上で朝鮮を共同保護することを彼は望んでいたのである。

当時、東アジアにおける列強第一人者であったイギリスの地位・極東外交界の大立物であるパークスの影響力よりして彼の撤兵反対論は、清の撤兵合意の大きな阻害要因となる可能性があり、伊藤・井上はそれを危惧していた^⑧(伊藤は清が同意しても外国の圧力により撤兵が不可能となる場合さえ考えていた)^⑨。撤兵の実現にはパークスの反対を放棄させることが不可欠で、さらにできればその援助をえることが望ましかったのである。

このため二月二十四日以降、伊藤・井上は度々パークット公使に会い、伊藤派遣の事情・日本側要求の妥当性を説き、パークスの援助を求めた。^⑩即ち、自分達は平和を強く望んでおり、強力な好感感情の中であえて穏当な要求を決めた、伊藤は使節として恫喝はさげ穩健にふるまうつもりである、しかし清がこの要求を拒否し空手で帰国することになればもはや主戦論者(war party)をおさえることができず戦争となるし、フランスとの協定も結ばれることになろう、是非パークスの援助が欲しい、と。伊藤・井上はパークスの援助が交渉への過度の干渉につながるのを用心しつつ、^⑪列強間の対抗に言及しながらパークットを説いたのである。

パークットはこれに応じ以下のようにパークスを説いた。^⑫撤兵すれば在留外人に危険が生じるおそれがあるが、撤兵しなければ二、三週間内に確実に戦争となる、そうなればフランスのみならずロシアにも日本は頼ろうとするだろう、と。この結果、パークスも当面の戦争の危険回避のため清政府に対し日本への譲歩を説くことになった。交渉解決への一歩前進が刻まれたのである。

次に肝腎の清の動向を検討する。前章で述べたようにこの時の清の対朝政策は、朝鮮支配の確保・再編と対日戦の回避という二方針からなっていた。しかしこの二方針は、日本が清の朝鮮支配を認めない以上、矛盾を含まざるをえなかった。そしてこの矛盾は撤兵問題で鋭く露呈することになる。

漢城条約交渉において、対日戦回避のため朝鮮政府に譲歩を説いた吳大澂も、撤兵要求については拒否する決意をしていた。^⑬この時これが問題化しなかったのは井上が対清交渉をさせたからであった。

しかし漢城条約成立後になると撤兵問題に対する清の考えは分化を示すようになる。朝鮮において事件の善後措置にあつてゐる吳大澂は、日本の疑惑を防ぐために事変発生後、増派した兵船は撤収すべきであるという部分的撤兵論を主張するようになった。^⑭こうした吳の主張は、朝鮮政況に対する樂觀的見通しに基づいてゐたと思われる。吳は京城到着後、金宏集ら重臣と提携し国王側近をおさえて内政改革を行わせるべく動き、一月一日には国王に、今回の事変は自らの不徳が招いたもので、今後は政治を政府に任せ自らは関与しないという別論を出させることに成功してゐた。^⑮吳は金ら親清的な穩健開化派の主導により朝鮮政局は安定し、軍事的威圧を若干ゆるめても朝鮮支配の再編はなしうると考えてゐたと思われる。^⑯

しかし朝鮮問題に対する清の政策に大きな影響力を持つ李鴻章の考えはこれと異なつてゐた。李は増派の軍も含めて少なくとも春まで駐兵は必要としており、北京政府も駐兵を可とした。^⑰李は、朝鮮の君臣は閹弱で、壬午・甲申の二度の変乱を経ても、懲怛振奮の心があるか判らない、と吳に書き送つてゐるように、当時の朝鮮政界指導者を信頼しておらず、清の支配のためには強力な軍事的威圧が不可欠と考えてゐたと思われる。そして大院君を帰国させることで朝鮮支配の再編を図ろうと情勢を測つてゐた。^⑱親日的な独立党がけつして日本の傀儡ではなかつたように、いわゆる親清派も清の思い通りになる、又、信頼しうる勢力では必ずしも無かつたので、独立党の壊滅・清軍の勝利という清にとって極めて有利な状況も直ちに清支配の十分な安定を意味してはいなかつたのである。

しかし二月に入り撤兵についての日本側の強硬な姿勢が伝わつてくると李の駐兵論は動揺する。二月二七日に李の下に着いた一月三〇日付の書簡『中日韓』951・附件1、一六五〇、一頁で徐承祖駐日公使は、撤兵しなければ交渉はまともらず、日本はフランスと結び台湾を狙うだろう、又、交渉が遅延し春となり仏軍が大挙襲来するようなことがあれば日本の要求

は更に大きくなるだろう、元々駐兵は日本に對抗するため壬午事変後行われたものである、しかしロシアが朝鮮を狙っている以上日本もあえて朝鮮を覬覦することはないだろう、と撤兵への合意を説いた。これを受けて李も撤兵論となり、三月一日、総理衙門に撤兵論を送った(同⁹⁵¹、一六四九、五〇頁)。対日戦回避方針が李の撤兵論への転換をもたらしたのである。

もっとも李の撤兵論は、必要な場合の兵船の再派遣・撤兵後の朝鮮軍新組織にあたって北洋陸軍が雇っているドイツ教官の採用という考えを伴っており(同)、朝鮮支配の保障としての軍事力を完全に放棄しようとするものではなかった。一時的撤兵・再派兵権の留保という構想で李は二つの矛盾の解決を図ろうとしたのである。

李は撤兵論に変わったが彼の意向のみにより清の外交政策が決まるわけではなく、北京政府の合意が必要となる^②。李の意見書送付後の三月三日、パークスは総理衙門の王大臣と会見し、日清交渉不調なら日本はフランスと同盟し戦争となるので、欧米人教官により朝鮮軍を組織させそれが出来次第、両軍とも撤兵すべきである、と説いた^③。この時、衙門側は回答を避けたが、三月一日、李への上諭が下され、将官処罰は不可だが撤兵には応じるという方針で李が対日交渉の衝にあたるべしと命じた(同、⁹⁵³、一六五二頁)。そして三月一日、再び会見したパークスに対し、衙門側より撤兵承認の意向がもたらされた^④。これによりパークスはプランケットに交渉解決可能との電報を打った(三月一六日着^⑤)。

こうして日本側の要求の中心である撤兵について、双方の駐留軍の当面の撤退という点に関しては合意成立の見通しがついたのであった。

二、天津条約の成立

三月一四日、天津に着いた伊藤は、一度、北京に入った後、天津に戻り李と交渉することになった^⑦。交渉開始を前に三月三十一日、伊藤は井上に電報で交渉方針の最終的指示を求めた『井上文書』書類、669―3。即ち、一、将官処罰、二、被

害者への賠償、三、撤兵、四、将来の日清衝突回避のための協定締結の四項の内、交渉決裂をかけてでも固執するものはどれかと問うたのである。^② 清側に撤兵同意の意向があることは、プランケットより日本側に伝えられていたらしく、伊藤がこの時、決定的対立点となると見たのは一であった。伊藤の請訓に井上は、三のみが絶対的要求で一・二はしいて主張する必要はないという回訓案を作った（同、669—4）が、これは大体において閣議の承認をへて四月二日付で伊藤に訓電されたものと思われる。^③

しかし四月四日から始まった交渉では、伊藤はこの処罰・賠償を強く要求する態度に出た。当然、李は拒否し七日の第三回会談で交渉は決裂寸前となった。そして九日、伊藤は李がこのまま拒否するなら決裂するつもりという電報を井上に打った（『日韓』、三四二、三頁）。伊藤のこの暴走は、撤兵についての清の譲歩の見通しより、強硬に出るならば更に多くの要求をのませうと考えたからであると思われる。

伊藤の要求を李は交渉においては固く拒絶していたが、内心はあくまで決裂＝対日開戦の回避を望んでおり、将官処罰は不可だが賠償は出すということと妥協しては、と北京政府に回訓を求めた。そして北京政府も賠償要求には衝突への清の責任論につながらない形で応じるべしと訓電した（以上、『田』上、一一一〇～一一二頁）。また三月二日のパークス死後、英代理公使となったオコナーは交渉破裂の危機に、両軍の衝突について調査するための委員会の設置という妥協案で事態の解決を図ろうとした。^④ 一方、日本政府でも伊藤の暴走に井上は九日、返電を打ち、平和解決にあくまで勉めることを強く指示した。^⑤

こうした清・英・日の動きを背景として伊藤・李間で何らかの裏交渉が行われたのか、一〇日の第四回会議では、処罰・賠償問題は後回しとし議題を撤兵問題に移すという合意が成立し決裂の危機は回避された。そして最後の第六回会談（二五日）で、他の問題が解決した後に日本側は一応面子は保つが、実質的には要求を棚上げする妥協が成立しこの問題は「解決」した。^{⑥⑦}

処罰・賠償問題から議題を移した交渉は、撤兵自体については第四回会議で比較的容易に合意が成立した。しかし一二日の第五回会談で議題が更に、撤兵後の善後措置―再派兵問題に入ると両者の意見は再び激しく対立し、交渉は決裂寸前となった。

清側の主張は、一旦、撤兵するが、朝鮮に他国が侵攻する場合と朝鮮に内乱が発生する場合には清は再派兵の権限を持つというもので、再派兵権を留保することで撤兵後も軍事的影響力を維持しようという既述の李の朝鮮支配再編構想の現われであった。さらに清の再派兵権を承認させるという形で、日本に属国論を事実上、認めさせようという狙いもこれに含まれていた。

これに対し伊藤は他国の侵攻の場合以外は一切、再派兵を認めないと主張した『日韓』、三八九頁。内乱の鎮圧という名目で清が朝鮮に軍事的影響力を行使することを阻止しようとしたのである。そして清の再派兵を阻止すべく伊藤が提案した条約案の条項は「嗣今何等ノ名義何等ノ約款有ルヲ論ゼズ朝鮮国内ニ在リテ兩國（日・清）均シク兵師ヲ派シ兵弁ヲ差スコト有ルヲ得ズ」（同、三六九頁）という両国の再派兵を全面的に禁じるものであった。この伊藤の提案で注意すべきことは、再派兵禁止は日本にも適用される以上、これにより日本の朝鮮への軍事的侵略も大きく制約されることである。クーデター敗北後の日本勢力の大幅な衰退・清勢力の一層の強化という状況の下で、清の完全支配を阻止する手段として伊藤は、日本の侵略の余地を自らほとんど閉ざすという手に出ようとしたのである^⑤。

前章で述べたように対清交渉方針決定の背後には主戦論と主和論の対立が存在していた。そしてそれは朝鮮政策の対立でもあった。主戦論の主張が内包するのは積極的「独立」方針であり主和論に対応するのは消極的「独立」方針、または不干渉方針であった。そしてこの時の伊藤の提案の内容は、後者の消極的「独立」方針の立場にのっとったものであった。クーデター挫折後の力関係の下では、消極的「独立」方針に追求可能な政策目標は、「朝鮮ヲシテ兩國ノ間ニ居仲スルノ藩屏タラシメントスル」（会談における伊藤の発言、同、三八五頁）ということにまで縮小を余儀なくされていたのであ

る。

この提案は伊藤にとり単なる一時的な後退戦術ではなく、長期的に朝鮮政策を規定するものであったと思われる。なぜならばこうした条約が一度、結ばれれば、その侵犯は道義的に罪である上に、列強の干渉の絶好の口実となるので、日露戦後と違い弱体な当時の日本にとって国際環境の変動という他力本願的期待を持つ以外には、その侵犯を期しえないものだったはずだからである。伊藤の提案は彼自身が意図していたわけではないが、日本国内の積極的「独立」論を抑える意味を持ちうるものであった。日本の大陸国家への道を封じる可能性がこの時存在していたのである。

この伊藤の提案を李は以下のように判断した。^②この条項が条約で結ばれれば、日本が後でそれをひるがえすことは困難であり、日本の朝鮮征服の危険を除き清に有利である。しかし日本の教唆で朝鮮が清にそむいたり、内乱が発生したり、ロシアが侵略したりする時には中国は出兵せず坐視するわけにはいかない、不派兵条項は無事の時は良いが有事には多く牽制を受ける点で清にとり有害である。李のあげた反対理由の内、ロシア侵略時の清の出兵については伊藤も支持しており問題ではなく、朝鮮の反清行動及び内乱時の派兵権の確保が問題なのであった。第一節で述べたように李は朝鮮の政界指導者に不信任感を持っており、それがかかる判断をもたらしたと思われる。^③

再派兵権の確保を不可欠と考えた李は、そのため日本のそれも事実上、容認する譲歩を提起した。即ち清が再派兵権を主張するなら日本も済物浦条約による駐兵権を主張せざるをえないという伊藤に対し、李は「貴国ニ於テハ条約上朝鮮ニ兵ヲ駐ムルノ權利ヲ保有スル事妨ケナシ然ルトキハ則チ我国ニ於テモ亦事宜ニ応シ何時ニテモ兵ヲ派スヘシ」（同、三八六頁）と述べ、日本の駐兵権に対し清の宗主国としての派兵権ということで法的には自己の優位を保ちながらも、事実上は双方が派兵権を持つことでもよいという意向を示したのである。結果として李は日本の危険性を過小評価したことになった。しかしこの第五回会談では伊藤はこうした形の妥協に応じず交渉は物わかれに終わった。

この対立は結局、四月一五日の第六回会談で、朝鮮の「変乱重大事件」に出兵する際に両国は相互に事前通告義務を負

うという周知の条項で妥協が成立した。この条項で日本は清の再派兵権を認めたが、自らも単なる駐兵権の形ではなく、対等の立場でそれを持つことも清に認めさせた。そして朝鮮に関して清と対等な立場の条約を結んだことで清の属国論に大きな打撃を与えることに成功した。清がこの譲歩を行ったのは、交渉の決裂をかけてまで清の再派兵権の留保を阻止しようとしているように見える日本に対して、戦争を行う以外には、こうするより自らの再派兵権を承認させることができなかったからである。条約面のみで言えば日本は大きな成果をえたと言えよう。^③そして再派兵問題でも一度これを認めることになる、日本は自らのその権限をさらに強化すべく外交的布石を打ったのである。^④

日清交渉で伊藤は、処罰・賠償問題については、一面面子は保った形にはなっているが実質的には要求を通すことができなかった。しかし交渉の眼目である撤兵問題については、一旦、撤兵させる上に、対等な形で再派兵権を清に認めさせるという大きな成果をえた。このことは甲申事変により危機に陥った長州派の外交主導権の再確保を可能にするものであった。^⑤そしてこれは同時に長州派の政局主導権の維持につながるものであった。

しかし一方、独立党の壊滅・清の優位という現実の力関係はこれにより変わるわけではなかった。そして条約調印後、李は朝鮮国王に朝鮮軍創設のためのドイツ人教官の採用と留学生の天津軍営への派遣を勧告する一方、撤兵の決まった清軍四營を直ちに朝鮮へ再派兵しうる旅順に置くことを計画するなど軍事的影響力の維持のための手を打っていった。^⑥しかし「撤兵ハ允ス可シ、永ニ不派兵ハ允ス可カラズ」という北京政府の李への上諭に現われる再派兵権確保への執着により清は結果として日本の大陸国家化への道を封じる機会を逃がしてしまったことになり、長期的に見れば重大な失策を犯したと言えよう。

① Parkes to Granville No. 3, 59, 41, 72, 1885 FO. 17, Vol. 977, 978.

② Parkes to Granville No. 16, 171, 1885, FO. 17, Vol. 977.

③ Parkes to Granville No. 328, 2012, 1885, FO. 17, Vol. 953.

④ 「朝鮮国王日清兩國ニテ協同保護スヘシトハ英公使ノ意見」(一八八五年二月八日付榎本宛井上電報、『日韓』二一八頁)。なおブランケット公使は北方は清軍、南方は日本軍、中間と京城は朝鮮軍が治安維持にあたるとする朝鮮三分論を考えていた (Punkett to Parkes 7, 2).

1885. [FO. 46. Vol. 328. Plunkett to Granville No. 54. 18. 2. 1885. Inclusion 1)]°

⑤ 本章註①°

⑥ Parkes to Granville No. 115. 20. 3. 1885. FO. 17. Vol. 979.

⑦ 一八八五年五月六日付井上宛模本電報（『日韓』四四六、七頁）°

⑧ 「清国開談中英公使等へ定て豚を容れ中裁又は内々双方へ説諭し日清協和して朝鮮を保護するの論等も可相起之内訓既ニ本国政府より受

取居候哉も難計」（一八八五年二月二日付西郷宛井上書簡、『西郷従道家書簡帖』東京大学史料編纂所蔵）°

⑨ 一八八五年三月六日付内閣宛書簡（春政公追頌会『伊藤博文伝』中〔一九〇四〕四一三、四頁）°

⑩ Plunkett to Parkes 27. 2. 1885 (FO. 46. Vol. 328. Plunkett to Granville No. 66. 27. 2. 1885 Inclusion). Plunkett to Granville No. 71. 1. 3. 1885. FO. 46. Vol. 328).

⑪ 一八八五年二月二五日付伊藤宛井上書簡（同文書研究会編『伊藤博文関係文書』1・一九七三・稿書房、24—128）。なお同書は『伊藤家文書』によりこの書簡を二月一五日付としているが、伊藤の特使決定の日付（二月一七日）、同年二月二五日付の井上宛伊藤書簡（『井上馨関係文書』・国会図書館憲政資料室蔵）・前註のフランクetter報告（No. 69）より見て二五日が妥当と思われる°

⑫ Plunkett to Parkes 27. 2. 1885（本章註⑩）・Plunkett to Parkes 9. 3. 1885 (FO. 46. Vol. 328. Plunkett to Granville No. 82. 11. 3. 1885 Inclusion).

⑬ 吳大澂等函（一八八五年一月一八日、『中日韓』298、一五八四頁）°

⑭ 吳大澂抄摺（一八八五年一月二八日、同299、一六二三頁）°

⑮ 朝鮮国王の別論については『田』下、一一三頁。ハークスはこの別論を立憲政体樹立の第一歩と評価した（Parkes to Granville No. 74.

14. 2. 1885. FO. 17. Vol. 978)°。吳が金宏集らと政治改革について協議していたことは前註、吳の改革方針については一八八五年二月八日吳奏摺（『光緒』七、329、四、五）参照。

⑯ 開化派の性格については姜在彦『朝鮮の改革思想』（一九八〇・岩波書店）第四章、参照。同書は金玉均ら独立党を「変法的開化派」、金允植ら穏健開化派を「改良的開化派」としている°

⑰ 吳が改革の行方について楽観的であったことは「朝王下へ令罪」に、語甚痛切、可くも「國治」と別論を評価し、さらに今後の政治方針を金宏集と商議したことを述べた一八八五年一月一九日付吳電報（『季全書』電稿四、五四丁）に伺えよう°

⑱ 一八八五年一月二日付吳宛李書簡（『季全書』朋僚函稿二十一、五六丁）°

⑲ 一八八五年一月一九日の李への上諭（『光緒』六、37、四〇、一一）°

⑳ 本章註⑱°

㉑ 朝露閣で二月二六日に陸路通商の協定が結ばれたらしいという朝鮮国王の対露秘密接近の情報が清側に伝わっていたことも李の朝鮮国王不信を強めたと思われる（『中日韓』298、一五八二、三頁）°

㉒ 本章註⑱。李の大院君帰國構想については『田』下、二一—三〇頁°

㉓ 清の外交機構・清仏戦争期の清政府の状況については坂野正高『近代中國政治外交史』（一九七三・東京大学出版会）、第七章第三節、第十章、参照°

㉔ Parkes to Granville No. 112. 30. 3. 1885. FO. 17. Vol. 979.

㉕ 本章註⑨

㉖ Plunkett to Granville No. 86. 21. 3. 1885. FO. 46. Vol. 329.

㉗ 交渉の日清各々の議事録は『日韓』・『中日韓』所収。ただし記載にかなり差があるので注意が必要°

㉘ 二四日の訓令になかった二・四が加わっているが、この事情につい

ては出発時、口頭で伊藤に与えられていたのではないかという田保橋氏の推定がある（『田』上、一一〇七、八頁）。

²⁹ 四月二日付の伊藤宛訓電がかかる内容のものであったことは四月九日付伊藤宛井上訓電（本章註²⁹）より推定できる。

³⁰ O'Connor to Granville No. 153. 8. 4. 1865. FO. 17. Vol. 979.

³¹ 「閣下出発前平和ノ持論ト本月二日附訓令ノ趣ニ依テ看レハ今日閣下ニ於テ將官ノ処罰ト損害償還ノ兩件ヲ強テ論議セラルル理アルヲ見ス閣下ノ出発前ニ発起シタル議論ト其時皇帝陛下ノ御慮ノアル処并ニ御決裁相成リタル旨等ニ能ク御注意アラン事要ス」（『日韓』三四四頁）。

³² 將官処分は行わないが、彼らは李の属員なので李の権限内で「申飾」する、居留民被害については違法行為をなした兵がいけないか清側が調べれば処罰する。これが日本側要求の棚上げであることは大久保利謙他編『日本歴史大系』4・一九八七・山川出版社、六〇四、五頁（坂野潤治氏筆）参照。

³³ この処罰・賠償問題の棚上げの経緯については、これは日本の基本的要求だったが、清仏間の和平交渉の進展で日仏同盟を恐れる必要のなくなった清が断乎拒否したので譲歩せざるをえなかったという説が有力である（山辺「日清天津条約について」、『アジア研究』7・12・一九六〇・三〇・三八、九頁、前掲『日本歴史大系』六〇三、四頁）。しかしこれは妥当ではない。その理由は第一に、撤兵とその他の要求の日本にとっての軽重の差がおさえられていないこと、第二は、本文で述べたようにこの時、清仏交渉の進展にかかわらず清側に賠償問題への妥協の意図があったことである。

³⁴ 吳大澂の条約案第四項・伊藤案への李の修正案（『日韓』三七二・三八〇頁）。

³⁵ もっとも伊藤案でも第二項で日清間の戦争の際、朝鮮を戦場とすることは認めており（『日韓』二六九・三七五頁）日清が他の問題（例え

ば琉球問題）で対立し戦争となり、その中で朝鮮を侵略する余地は残っていた。しかしそうしたことの可能性は極めて低いものであったろう。

³⁶ 一八八五年四月一三日李鴻章信（『光緒』八、369、附件1、一丁）。

³⁷ なおもし李が朝鮮の完全な属国化を意図していたとすれば、それが反対の真の理由となるが、袁世凱等と違い李の意図はそこまで進もうとするものではなかったらしい（林明徳『袁世凱と朝鮮』・一九七〇・台北・中央研究院近代史研究所、九四〇・九七頁）。清政府内の朝鮮政策をめぐる対抗の有無もこの時期の極東情勢把握の上で重要な意味を持つ問題であると思われる。これについて中国史の側の御教示をえたい。

³⁸ 天津条約の意義については山辺前掲『日清天津条約について』、四四〇・四六頁、参照。なおこの条約の規定した派兵権は、当事国である朝鮮が承認したものではないので、本来的には合法的なものではないことは朴宗根『日清戦争と朝鮮』（一九八二・青木書店）、二二頁、が指摘している。

³⁹ 田保橋『近代日支韓関係の研究』（一九三〇刊・一九七九復刊・原書房）、一三・一五頁。

⁴⁰ 一方、交渉解決を望んでいなかった薩派軍部の樺山資紀は、天津における交渉妥結の報の入った四月一七日、その日記に以下のように記した（樺山資紀日記、『樺山資紀関係文書』・国会図書館憲政資料室蔵）。

天津談判稍結局ノ報道アリ遺憾ナリ李氏ハ國ヲ売ルノ逆臣ニ相違ナシ

⁴¹ 一八八五年五月四日付朝鮮國王宛書簡（『李全書』訳書函稿17、一丁）。

⁴² 李抄摺（一八八五年七月四日、『中日韓』1005、一八五二頁）。

⁴³ 一八八五年四月一五日の李への上諭（『田』上、一一二〇頁・『光緒』八・370、6丁）。

第Ⅲ章 巨文島事件と朝鮮政策の轉換

天津条約締結以後の日本の朝鮮政策の性格については二つの見解が存在している。

一つは、甲申事變の敗北により親日的勢力が消滅し清勢力が一段と強力になったため日本が朝鮮を支配下におくすべは軍事力しなくなり、以後、對清軍備拡張に専念していくという、天津条約を画期として對清軍事對決政策が確立あるいは強化されたとする見解で、通説的なものである。^①しかしこの見解は、天津条約以後に日本がとった重要な朝鮮政策である朝鮮弁法八ヶ条（後述するように清の朝鮮への影響力の行使を容認し、その一層の強化を求めるもの）の提起を位置づけることができないという難点を持ち適切なものではない。^②

一方、これとは逆に、朝鮮弁法八ヶ条提起をとりあげ、朝鮮政策が天津条約以後、對清協調政策へと轉換したとする見解が存在している。これは田保橋氏がすでに主張したもので『田』下、一九、二〇頁、戦後の研究でも山辺氏・藤村氏がかかる見解をとっている。^③そして政策轉換の理由に主にあげられているのは朝鮮国王のロシア接近など列強勢力の朝鮮への本格的登場であった。かかる見解は、天津条約以後の朝鮮政策の展開をより具体的に把えた適切なものと思われる。

しかしかかる見解もまた新たな問題を生む。即ち、こうした天津条約以後の朝鮮政策は、以前のそれとはいかなる関係にあるのか、条約の前後を含めた日本の朝鮮政策の構造は、どのようなものであったのか、である。これらの問題の解明は日本の日清戦争への突入の過程を明らかにするには不可欠のものであるが、田保橋氏や山辺氏はそれを行っていない^④た。^⑤

本章は、従来の研究では十分になされていなかった朝鮮弁法八ヶ条の提起に至る過程とその挫折後の日本政府の動向を分析することで、右の問題の検討を行おうとするものである。

日本政府の朝鮮政策はいかなる枠組の下に決定されていたのか、その構造を検討する。外交政策の決定は、その国の国際情勢認識に大きく規定される。明治前期の日本の外交政策の決定においては、欧米列強の圧力への配慮が極めて重要な位置をしめていたことは言うまでもないだろう。では日本政府は朝鮮問題をめぐって列強の圧力をどのように評価していたのだろうか。

列強の中で朝鮮支配への欲望を持っているのではないかと見られ、その動向が最も警戒されていたのはロシアであった。そして一九世紀のロシアの東方への膨張は日本のみならず清にも大きな不安を与えていた。^⑥そして日本政府は甲申事變の善後措置につき清との交渉に臨むにあたって清側に撤兵を承認させる説得の論理としてロシアの脅威を強調していた。^⑦しかし対清交渉方針を決定する二月の段階においては、日本政府は現実にはそれほどロシアの朝鮮進出を恐れていたわけではなかったと思われる。なぜならば日本政府が実現をはかろうとしている両軍の撤退・欧米教官による朝鮮軍建設は、朝鮮へのロシアの進出の阻止の意図とは矛盾するものだったからである。即ち両軍の撤退は朝鮮国王への圧力の緩和でありそのロシアへの接近につながる可能性を持つし、^⑧朝鮮軍教官にロシア人が雇われることも十分ありうることだったからである。^⑨つまりこの時日本政府は朝鮮をめぐる競争相手としてロシアの危険性をそれほど評価せず、何よりも清を対抗者視し、その勢力削減を目ざしていたのである。そしてこのことは日本政府の朝鮮政策決定の枠組の基軸が、この時は日清対抗であり、列強は直接的脅威とはされておらず、副次的な位置しかしめていなかったことを示している。

こうした政策決定の枠組のあり方は壬午事變直後に形成されたと思われる。周知のようにこの時、大規模な軍拡方針が決定されたが、この軍拡方針の前提をなす国際情勢認識を山県有朋の軍拡のための一八八二年八月一日の上申より見れば、第一に列強については「我ノ以テ其力ヲ角セント欲スル所ノ者ハ痛癢ノ感急迫ナラサルハ國ニ在ラスシテ直接附近ノ

処ニアリ」という文に伺われるように、その極東進出の脅威は緊迫したものとされていなかった。第二に清については右の文や「我隣邦ノ勢ヲ察スルニ驟々トシテ勃興シ決シテ輕忽ニ附ス可カラサル者アリ」とその軍事力の強化を高く評価していた。極東への列強の本格的介入を予想せず、一方、清軍勢力を高く評価する情勢把握より清を仮想敵国とする軍拡計画が決定されるとともに、朝鮮政策も以後、日清対抗を基軸として決定されることになったのである。

この結果、甲申事変までの日本政府の朝鮮政策は、清に対抗して朝鮮への勢力の拡大を図ろうとするものになり、甲申事変処理の過程においてそれは、清有利に大きく傾いた力関係の下で清勢力を少しでも削減しその完全支配をとにかく阻止することが目標となったのである。

しかし巨文島事件は日本政府のこうした情勢把握の基礎を破壊した。巨文島事件とは一八八五年四月一五（もしくは一六）日、イギリス艦隊が朝鮮の南端の巨文島（Port Hamilton）を不法に占拠した事件で、この後一八八七年二月二七日までイギリスはここを占領し続けた。^⑩この事件は世界的規模の英露対立の一環であった。一八八五年三月アフガニスタンをめぐる葛藤より両国の対立は激化し一触即発の状況となった。こうした状況の下、朝鮮海峡の要地である巨文島は戦争の際ウラジオストクへの攻撃基地として利用すべくイギリスに占拠された。ここに朝鮮において列強の軍事力が直接登場する事態が生じたのである。

この新しい情勢により日本は極東に対する列強の脅威を強く感じるようになった。巨文島占拠の暴挙はロシアの朝鮮進出の絶好の機会となり元山などの譲渡請求のような対抗措置を招く、そしてそれを認めれば列国もこれにならい朝鮮は列強に分割され、日本近海は列国の「争乱紛議の中央」となると日本政府は危惧していた。^⑪そして日本近海が戦場となれば、日本領内の港が基地として注目されるのは必然で日本の立場は困難なものとなる。^⑫また数年来、再び盛んになりつつあった列強の植民地獲得政策の動きが巨文島占領として日本の周辺に及んできたことも日本政府の不安を高めたと思われる。^⑬

こうした不安の発生、情勢認識の変化により日本の朝鮮政策の決定の枠組は、従来の日清対抗を基軸とするものでは最

早、不十分となり、英露対抗の激化とその極東への波及という新しい状況をふまえて再考を迫られることになったのである。

二、朝鮮政策の転換

朝鮮をめぐる英露対抗の深刻化の影響は直ちに天津での交渉の中に現われた。三月末に発生した英露間の緊張を当然日本政府は知っていたろうし、実際の占領以前に巨文島占領説を報じたタイムズの四月六日の記事はすぐ日本政府に伝えられていた。^⑮

影響は再派兵問題をめぐって見るができる。前章で述べたように李は清が再派兵する場合として他国が朝鮮を侵攻する場合をあげたが、伊藤はそれをはじめから認めていた。日本の独立論の建前よりすれば本来これは矛盾するものである。英露葛藤への不安をこの容認の背景に見ることは容易だろう。

この問題について李はさらに、他国侵攻時に日本も清と同様に派兵すべきことを説き、朝鮮「防禦」のための日清秘密同盟まで提議した(『日韓』、三六五、六・三七六～三七八・三九九、四〇〇・四二九頁)。日本側はこれを「時ニ取テ尤至極ノ考案ナレトスル密約ハ固ヨリ不容易ノ件ニ属スルヲ以テ大使(伊藤)ハ程能ク開流」す態度に出て同盟に応じないのみならず、自らの派兵についても慎重な対応をとった(同)。日本政府は列強の朝鮮侵攻に不安を感じ、これに対し清が軍事的に対抗することを支持しながらも日本自らも軍事的にこれと対抗する決断はこの時ついていたのであった。^⑯

またこの問題で注意すべきことは、日清両国で危惧する対象の範囲が異なっていたことである。李の対象はロシアのみであった(同、三九九・四〇〇頁)。この時、清英関係は良好で巨文島占領に関してもイギリスは、自分は清の威信を傷つける気はなく巨文島における清の利益を守る協定を結ぶ用意がある、ということを清に申し入れていた。^⑰そして李も親英的で四月一七日ブレナン英天津領事に対露清英同盟の個人的な打診を行うほどであった。^⑱したがって李の日清同盟構想(ど

こまで彼が本気であったかは別として）は、清—英の関係を基軸としてそれに日本を組みこんでロシアに対抗しようとするものであったと見なせよう。一方、伊藤は巨文島占領について対立意識を持っていること（同、三七八頁）に明らかなようにロシアのみではなくイギリスも危惧の対象としていた。この危惧は、イギリスを朝鮮支配の競争者として重視したことより生まれたのではなく、先に述べたようにイギリスの暴挙がロシアの対抗措置を招く可能性があることより生じたのである。ロシアへの恐怖がイギリスの巨文島占拠への対立意識（ただし具体的行為は伴わない）に導いたのである。結果として日本政府は英露の一方に加担し他方を敵に回すことを避け中立的位置に立とうとしたことになる。

以上のように伊藤は天津での交渉において外寇時の朝鮮への清の派兵を承認すること（清によるロシアの侵攻への対抗）で英露葛藤の激化とその極東への波及に最初の対応を示した。しかし天津での伊藤の交渉の基調は前章で述べたように清勢力の削減という従来の枠組によるものであり、朝鮮政策の転換はまだ行われていなかった。

天津での交渉の最終段階でイギリスの巨文島占領が行われ、列強の圧力の直接的登場はついに現実のものとなった。かかる状況の中、朝鮮への列強侵略の阻止のために二つの朝鮮政策が日本政府内で考えられていた。一つは、「朝鮮之独立を訂盟各国（すでに朝鮮と条約を結んでいる諸国）より確認して互ニ不相侵之約ヲ立」てようとする朝鮮中立化構想。これは日本の侵略も不可能にするが、天津でとった清勢力排除政策とも両立しうるものであった。他は日清両国が朝鮮政治に積極的に干渉しその「自立」を強制するとともに列強勢力の浸透を阻止しようとする日清共同保護構想^②。これは天津で日本のめざした政策と背反しておりそれよりの転換が必要となる。条約調印後の日本政府はこの二つの政策構想の可否について動揺していたと思われる。

この時、後者の政策を強く主張していたのが榎本駐清公使であった。榎本の主張の根拠は、朝鮮政府には中立国たりうる軍事的財政的自立能力がないという朝鮮政府への低評価、両軍撤退後発生が予想される内乱に乘じロシア勢力が浸透するおそれがありそれを阻止するためには日清両国の干渉が必要である（もし日本に干渉する気がないなら日本は清のみによる干

渉を支持すべきである」というイギリスの意向であった。^②

条約調印後、近藤特別代理駐朝公使より次々と報じられた朝鮮の状況は、榎本の主張を強めるものであった。ロシアは天津条約第三条について自分も日・清と等しく派兵権を持つと朝鮮政府に主張する。朝鮮政府内では呉大澂が政治改革を期待し日本側にも信用のある金宏集・金允植・魚允中ら穩健開化派は国王側近により権力から疎外される。そして国王は日・清の圧力に抗し独立を維持するためロシアの力を借りるべく秘密外交でロシアに接近をはかっている。

イギリスの巨文島占領に加えるにロシアの勢力浸透の可能性の高まり、^③穩健開化派の失脚、これらの状況認識により日本政府はついに従来の方策の転換を試みるに至った。六月五日、井上は徐駐日清公使に朝鮮弁法八ヶ条と称される新しい朝鮮政策を提示するとともに、一〇日これについて李と交渉するように訓令を榎本に送った。^④

弁法八ヶ条とは以下の内容のものであった。^⑤

一、朝鮮に対する日清両国の政策は李と井上の協議の上で李がこれを施行する。

二、国王側近（内監）の政治よりの排除。

三、国王は李と相談の上で一級の人物（具体的には金宏集・金允植・魚允中）を登用する、人物の選任につき李は井上と斟酌する。

四、右の三人に外交・軍事・会計を任せる。

五、朝鮮政府顧問メルレンドルフ（熱心な対露接近論者）を退けて適当なアメリカ人をこれに代える。

六、無能な現駐朝清代表者、陳樹常を更迭し有力者をこれに代える。

七、陳の後任及び新顧問には李が将来の方策につき十分な訓令を与えるが、赴任前には日本に立寄り井上と面会する。

八、陳の後任は京城で日本代理公使と諸事協議して事を行う。

弁法八ヶ条の中心的狙いは、清の主導（干渉）の下に朝鮮の改革を行いロシアの勢力の浸透を阻止しようとするのであ

った。このため国王側近の政治干渉を禁じ、日清両国に信用のある金宏集らに実権を与え、李の監督の下に改革を行わせようとしたのである。これと榎本の日清共同保護構想との違いは、名目として保護をうたっていないこと以外に、政策の実行権を李に与え清の優位を明確に認めていることである。この清の優位の承認は、朝鮮における現実の力関係の反映であるとともに、共同保護の場合に生じる日本側の危険負担（ロシアとの対決の際の危険負担）に対し決断がつかず、それを清にのみ負わせようという日本政府の意向の現われであった。^⑦

しかしこうした清の優位の承認においても日本は、その完全支配＝属国化に対してはこれを認めずそれへの拒否権を留保しようとした。それは第一・三・七・八条内の日本側との協議規定であった。いわば日本の拒否権への清の承認を意味するこうした規定は、朝鮮への日本勢力の拡大には直接つながるものではなかったが、清の支配への牽制機能ははたしうるものであり、ぎりぎりの所で、従来とってきた属国論不承認の立場を維持しようとしたものであった。

この弁法八ヶ条の提議で重要なことは、それがイギリスの巨文島撤退への試みと一体の関係になっていたことである。

日本政府はプランケット英公使より四月二〇日、正式に占領の通知を受けた。井上はこれに対する懸念を表明したが、それへの抗議や撤退要求は行わなかった。^⑧この時、一方で進められていた条約改正交渉でイギリスの感情を傷つけることを恐れたからであった。^⑨しかし既述のように巨文島よりの撤退は日本の強い望みであった。このため日本は、朝鮮政府に条約締結国に対しイギリスの占領への不承認の意志を示す策に出るよう働きかけを行っていた。^⑩そしてこの弁法八ヶ条の提議においても同時に清に対して撤退要求の先導者となることを勧めていた。イギリスの逆鱗にふれるのはさけつつ清を使って巨文島からの撤退を実現しようとしたのである。天津での交渉や弁法八ヶ条に見られた他力主義的な方針をここにも見ることができよう。

以上の清に対する、弁法八ヶ条と巨文島撤退要求の提議を合わせて考えれば、この時の井上の構想は、英露葛藤の激化に、日清提携（と言っても主な危険負担者は清だが）による中立地帯を朝鮮を中心に作ることで対応しようとするものであっ

たと言えよう。そして清の朝鮮への干渉の積極的な支持はこの構想の一環であった。

すでに述べたように従来の日本の朝鮮政策は日清対抗を基軸とする枠組の中、清勢力の排除を中心的な目標とするものであった。しかし英露両強国の力の朝鮮への直接的登場による危機という新たな情勢認識の成立とともに政策の枠組は英露葛藤への対応を基軸とするものに変化したのである。この結果、日清対抗の位置は従属変数的なものに変化し、英露両勢力(特に後者)の朝鮮への浸透阻止という目標のために清勢力の拡大への積極的支持という従来とは正反対なものに朝鮮政策は転換したのである。

井上の訓令を受けた榎本と李の間で七月二日より交渉が始まった。交渉は順調に進むかに見えたが、九日になって李が態度を急変し拒否的姿勢に出たので交渉は失敗した。李の拒否の直接の理由は、第三条の人物選定について李・井上間の交渉の実行困難であったが、これは日本側に拒否権を留保することへの不承諾を意味している。李の考えは以下のようなものだったろう。朝鮮における日清の力関係は清に圧倒的に有利であり、しかも日本は清の勢力拡大を支持する態度に出ている、この際清が独自に朝鮮への介入を強化しても日本の反対は予想されない、それならばあえて将来、問題となるおそれのある拒否権を日本に与える必要はない。

そして更に李の拒否の要因には対英関係の問題も存在していたと思われる。既述のように井上の構想は、英露間に日清朝の中立地帯を主に清の危険負担で作ろうとするものであった。しかしイギリスとの提携に向かっていた李は、こうした構想には当然賛同しなかったのである。事実この時期、清英関係は一段と密接になりつつありグランヴィル英外相はオコナー代理駐清公使に両国関係の深化させることを指示する訓令を送っていた。^③そして李も巨文島に関する日本の提議に応じなかったのみならず、撤兵を図ろうとする日本側の動きをイギリスに暴露し、日本政府を窮地に追いこんだのであった。^④結局、清はイギリスとの協調を重視しながら後述するように独自に朝鮮への介入を強めていく方針をとったのである。^⑤

日本提案の第三条に対する李の拒否を伝える七月一日発の榎本の電報に対し井上は一日付で返電(機密三二号)を送

った。^② 其中で井上は第三、及び第七条抜き協定は、実益がないのみならず清の属国論を承認することにつながるとして提議の撤回を命じるとともに「此上ハ我ニ於テモ朝鮮ニ対スル政略ヲ一変シ之ヲ放任シテ自然ノ成行ヲ傍觀スルノ外致方無之」とした。

この井上の不干渉方針は、日本独力で非軍事的手段で朝鮮内政に影響を及ぼすすべてを失っていた事変後の状況の反映であった。しかし一方、このまま事態を放任することは、日本政府の主観では、清の支配ではなくより脅威である列強（特にロシア）の朝鮮支配につながるおそれがあった。これに対し提議挫折後の日本外交はいかなる対応をとろうとしたのだろうか。

一つの方角は、榎本の七月三一日付の井上宛の書簡（本章註^②）が示すものである。榎本の考えは「我ハ平日ニ在テハ不干渉主義を執りながらも一旦有事之日ニハ朝鮮東海岸中我ニ取テ最要害たるべき土地譬ハ巨済島之如きを占拠して露英会社之株券を買ふ方却而可然被存候就ては朝鮮事件ニ付余リ清政府ト相謀るを止め独立自重之御政略こそ願敷候」というものであった。即ち朝鮮をめぐる英露葛藤に対し完全に傍觀主義の立場をとり、その爆発も朝鮮の一部の奪取などむしろ利得の機会として利用すべきであるというものであった。そしてかかる考えに立てば清と接近しての爆発の回避策などとはとるべきではないということとなる。

しかし日本政府の方針はこれと異っていた。井上は先の訓令にかかわらず完全な放任主義をとろうとしたわけではなかった。このことは大院君帰国問題にあらわれる。既述のように大院君の帰国は李の朝鮮支配再編構想の一環であった。日本側もそのことを知っており、清勢力の強化につながるこれに従来反対していた。^③ しかし七月一日、すでに井上の提議への李の拒否的対応が伝えられていたこの段階で、榎本は李に対し大院君帰国についての日本の支持を明らかにした。^④ 清の拒否権不承認にもかかわらず日本政府は清の朝鮮支配強化を事実上、支持したのである。このことは朝鮮のロシアへの接近、ロシア勢力の浸透の阻止、列強への配慮が日本の対朝政策の第一目標となっていたことを改めて示している。^⑤

こうした日本の支持も一因となつてか北京政府も九月ついに李の主張をいれ大院君の帰国を許可した『田』下、二二―三〇頁。そしてこの後、朝鮮における清の新代表者として袁世凱が再び朝鮮に派遣されることになった。日本政府は袁が前任者の陳と違って強力に朝鮮政府への影響力を行使することをこの時、期待していた。^④一八八五年後半以降の清の朝鮮支配の一層の強化の背景にはこうした日本側の動向があつたと言えよう。

しかし右の動きについて注意すべきことは、日本政府が、清への大きな譲歩にもかかわらず属国論の公的承認は行っていないことである。従来 of 独立論の建前や天津条約の相互事前通告による清の派兵への牽制は依然留保されていた。したがってそれをてこととする日本の朝鮮への政治的・軍事的侵略の余地は、現実問題としてはますます狭められつつあつたがなくなつたわけではなかつた。

以上、本章では巨文島事件を契機とする朝鮮政策の枠組の転換とその具体的展開を見た。新しい枠組では英露両勢力、特にロシアの極東への浸透の阻止が政策決定の基本となつていた。この枠組の下でも日清対抗は依然、存続するが、従属変数的意味を持つにすぎなくなる。そして極東に列強の圧力が強く感じられる時には、弁法八ヶ条とその後の対応に見られるように日本は清との提携を強く望んだ上で、かえつて朝鮮に対する清勢力の強化を求める政策に出ることになつたのである。

こうした政策の枠組は、単に一時的なものにすぎないだろうか、また長期的なものとすればいつまで続くのだろうか。これについての展望を示すことで本章を結ぶことにしたい。

政策の枠組の転換をもたらした英露開戦の危機は一八八五年五月には当面解消していた。そして巨文島の占領も一八八七年初めには終了した。しかしそれにもかかわらず右に述べた政策の枠組は変化せず、少なくとも第一次山県内閣期まで維持されていた。このことを山県の有名な意見書である外交政略論^⑤（一八九〇年三月）を検討することで明らかにする。

極東における英露の葛藤はシベリア鉄道とカナダ鉄道の建設事業でますます激しくなりつつあり、その焦点となつてい

るのは朝鮮である。そして日本はロシアに対し自らの「利益線」である朝鮮の「独立」を守らなければならない、というのが、この意見書の極東情勢認識と政策課題であった。それが巨文島事件時と同質のものであることは明らかだろう。

この課題達成のため山県が主張する外交政策は、日清英独四ヶ国による朝鮮永久中立化条約の締結、即ち四ヶ国による対露抑制であった。この中立化政策は対清関係の点より見れば、それが日清両国の「共同保護」とも表現されていることに示されるように、対清提携政策という意味を持っていた。そして袁が駐在し清が大きな力をふるっている一八九〇年の段階で現状を凍結し中立化条約を結ぶことは、清の支配のより一層の強化＝属国化は不可能にするが、すでに清が獲得した巨大な勢力は容認することを意味している。そして日本自身の朝鮮支配の点について見れば、中立化はその断念を意味する。不都合と考える国の朝鮮支配を阻止するために自らの侵略の欲望は封印されざるをえなかったのである。シベリア鉄道建設の開始というロシアへの不安の高まりの下、ロシアの朝鮮支配を阻止するため、清の緩い朝鮮支配を容認した上で日清提携を行おうというこの政策も、弁法八ヶ条の提議とその後の政策と基本的な同質のものであることは明らかだろう（ただし清英接近の明白化という状況の下でかつての英露等距離政策からはるかにイギリスよりのものに変化している点、及び朝鮮「独立」維持のために日本自身の軍事力の行使が決意されている点は異なっている）。

陸軍の巨頭でもある山県の朝鮮政策の枠組も伊藤・井上のそれと基本的に同じものであった。^③ 巨文島事件を画期とする政策の枠組の転換は決して一時的なものではなく、少なくとも第一次山県内閣期まで日本の朝鮮政策を規定していたのである。

① 代表的なものは中塚前掲書、五二、三頁。こうした見解が通説的位置をしめていることは以下より伺われよう。日清戦争以降の日朝関係史の最新の精緻な通史的研究である森山茂徳『近代日韓関係史研究』（一九八七・東京大学出版会）は日清戦争の前史を概観する中で、天津条約以後、日本は清の「宗主権」強化政策に対抗し軍拡に専念した

としている（二二、三頁）。また明治前期政治史の最新の通史で、朝鮮政策についても新たな論点を示している前掲『日本歴史大系』4（坂野潤治氏執筆分）は、朝鮮内の親日政権を通して日朝関係の緊密化を図ろうとする一八八〇年以降の政策は天津条約で後退し「日本の朝鮮進出に残された道は、軍事力を強化して清国を打ち破り、朝鮮を日本

だけの影響下におくこと」となりそれが日清戦争であったとしている(六〇四頁)。

- ② ただし森山前掲書は弁法八ヶ条にふれており、それを「朝鮮政府内での親的な近代化政策推進派」(金安集・金允植・魚允中らの登用をめざすもので、日清戦争開戦時の日本の日清共同内政改革案につらなるものとしている(二三頁))。しかし金ら所謂、穩健開化派の外支路線はこの時、親清的なものであり親日的とするのは無理であること、弁法八ヶ条は単なる日清共同監督ではなく清の優位を認めた上でのそれであることをおさえていないことより、この見解は妥当ではない。
- ③ なおこの見解は、この時期の軍備政策の評価についても不適切である(終章参照)。

- ④ 「朝露密約問題より後の」日本の朝鮮政策は、この朝鮮弁法八ヶ条に見られるように、清国に譲歩しながら朝鮮における日本の地位だけは維持したいということであった(山辺『日韓併合小史』、七八頁)。

前掲『日本外交史』(藤村氏執筆分、一三二、三頁)。

- ⑤ なお『日本外交史』(藤村氏執筆)はこれについてはききりとした説明は行っていないが「日本政府のアジア政策は、すくなくとも、対清軍備が完成するまでは清国と協調をたもちつつ、朝鮮の独立を達成しようという、二重の目的を有していた(一二七頁)」という壬午事変後の日本外交についての記述や「甲申政変にたいして、英露間の争覇による(朝鮮国分割)の危機に際しては、軍備がまだ充足していないため、積極的な対応をすることができなかった。」(一三三頁)という文より、対清協調政策を対清対決を覚悟した上での一時的な後退戦術と把えているのではないかと推定されるが、無論断定できない。しかし藤村氏自身の見解であるかは別として右のような把握は有力な見解であると思われるが、この当否については、以下の本稿で明らかにすることができよう。

- ⑥ 朝鮮問題にかかわる清の対露不安については原田環「朝・中「兩截体制」成立前史」(飯沼二郎・姜在彦編『近代朝鮮の社会と思想』・一九八一・未來社)、参照。

- ⑦ 一八八五年二月二七日伊藤・徐公使会談(『光緒』七、356、附件7、一八丁)。

- ⑧ 一八八五年一月朝鮮の謝意表明使節の一員として来日したメルレンドルフが駐日ロシア公使と接触していることを日本政府は知っていたがそれを重大視していなかった(Prunkett to Granville No. 94. 30. 3. 1885. FO. 46. Vol. 3297)。また一月のスピーアロシア書記官の訪朝の重要性も看過していた(『田』下、八頁)。清軍への撤退要求は朝鮮政府内の対露接近の動きを知りながらもあえて出されたものであったのである。

- ⑨ 日本側は教官にアメリカ人を望んだが、朝鮮にそれをしいる影響力はなく、朝鮮軍創設が決まっても教官は何国人となるか未知数であった。そして朝鮮国王は対露接近政策の一環としてロシア顧問をいれようと秘密裏に工作を進めていた(『田』下、八、九頁)。

- ⑩ 大山梓編『山県有朋意見書』・一九六六・原書房、所収。

- ⑪ 巨文島事件については、占拠から撤退までの全過程を扱った安夢弼「イギリスの巨文島占領事件(1885-1886)」(『経済論集』26「大東文化大」一九七七)、一八八六年から撤退まで露清関係を中心に分析した佐々木揚「日清戦争前の朝鮮をめぐる露清関係」(『佐賀大学教育学部研究論文集』28-1、一九八〇)、清の対応を中心としたものには朴日根「巨文島事件と李鴻章の朝鮮政策」(『韓』106・一九八七・林前掲書、二九三-二九八頁、イギリス側の動きを中心にしたものにはKieman 前掲書 chapter XIII. などがある。

- ⑫ 一八八五年六月一〇日付榎本宛井上訓令(『日本外交文書明治年間追補第一冊』、以下『外交』、三五六-三五八頁)。

¹³ 四月後半、井上はプランケットに、開戦となれば日本の立場は困難となるので、英露の平和を強く望む旨を語っている（Punkett to Granville No. 121, 27, 4, 1885, FO, 46, Vol. 329）が、その困難の一つはこれであつたと思われる。

¹⁴ 右の対話で井上は最近の西洋列強の併合主義の動きは日本に大きな不安を与えているとも語っていた。そして井上は五島列島がロシアなどの列強に奪われるのではないかと不安を感じているとプランケットは見た（前註）。また巨文島事件発生の頃ある日本の有力官僚が、日本は全力で対馬を守る旨をプランケットに語った（Punkett to Granville No. 108, 16, 4, 1885, FO, 46, Vol. 329）と云うが、それはこうした不安感の高まりを示している。

¹⁵ Punkett to Granville No. 101, 9, 4, 1885, FO, 46, Vol. 329.

¹⁶ 一八八五年四月二七日付井上宛榎本報告（『日韓』、四二九頁）。

¹⁷ ただし四月二日の会談で伊藤が、巨文島が占拠されたら日本は国力をつくし「防禦」と述べている部分がある（『日韓』、三七八頁）。しかしこれは実際に占拠発生後の日本政府の対応とまったく矛盾するし、会談での他の伊藤の発言ともずれているので、伊藤の真意とは思われない。

¹⁸ 安前掲論文、一〇二頁。

¹⁹ O'Connor to Granville No. 178, 20, 4, 1885, FO, 17, Vol. 980.

²⁰ 一八八五年七月三一日付井上宛榎本書簡（前掲『井上文書』）。こうした政策の支持者には近藤特別代理駐朝公使がいた（『中日韓』、1018 1019 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2627 2628 2629 2630 2631 2632 2633 2634 2635 2636 2637 2638 2639 2640 2641 2642 2643 2644 2645 2646 2647 2648 2649 2650 2651 2652 2653 2654 2655 2656 2657 2658 2659 2660 2661 2662 2663 2664 2665 2666 2667 2668 2669 2670 2671 2672 2673 2674 2675 2676 2677 2678 2679 2680 2681 2682 2683 2684 2685 2686 2687 2688 2689 2690 2691 2692 2693 2694 2695 2696 2697 2698 2699 2700 2701 2702 2703 2704 2705 2706 2707 2708 2709 2710 2711 2712 2713 2714 2715 2716 2717 2718 2719 2720 2721 2722 2723 2724 2725 2726 2727 2728 2729 2730 2731 2732 2733 2734 2735 2736 2737 2738 2739 2740 2741 2742 2743 2744 2745 2746 2747 2748 2749 2750 2751 2752 2753 2754 2755 2756 2757 2758 2759 2760 2761 2762 2763 2764 2765 2766 2767 2768 2769 2770 2771 2772 2773 2774 2775 2776 2777 2778 2779 2780 2781 2782 2783 2784 2785 2786 2787 2788 2789 2790 2791 2792 2793 2794 2795 2796 2797 2798 2799 2800 2801 2802 2803 2804 2805 2806 2807 2808 2809 2810 2811 2812 2813 2814 2815 2816 2817 2818 2819 2820 2821 2822 2823 2824 2825 2826 2827 2828 2829 2830 2831 2832 2833 2834 2835 2836 2837 2838 2839 2840 2841 2842 2843 2844 2845 2846 2847 2848 2849 2850 2851 2852 2853 2854 2855 2856 2857 2858 2859 2860 2861 2862 2863 2864 2865 2866 2867 2868 2869 2870 2871 2872 2873 2874 2875 2876 2877 2878 2879 2880 2881 2882 2883 2884 2885 2886 2887 2888 2889 2890 2891 2892 2893 2894 2895 2896 2897 2898 2899 2900 2901 2902 2903 2904 2905 2906 2907 2908 2909 2910 2911 2912 2913 2914 2915 2916 2917 2918 2919 2920 2921 2922 2923 2924 2925 2926 2927 2928 2929 2930 2931 2932 2933 2934 2935 2936 2937 2938 2939 2940 2941 2942 2943 2944 2945 2946 2947 2948 2949 2950 2951 2952 2953 2954 2955 2956 2957 2958 2959 2960 2961 2962 2963 2964 2965 2966 2967 2968 2969 2970 2971 2972 2973 2974 2975 2976 2977 2978 2979 2980 2981 2982 2983 2984 2985 2986 2987 2988 2989 2990 2991 2992 2993 2994 2995 2996 2997 2998 2999 3000 3001 3002 3003 3004 3005 3006 3007 3008 3009 3010 3011 3012 3013 3014 3015 3016 3017 3018 3019 3020 3021 3022 3023 3024 3025 3026 3027 3028 3029 3030 3031 3032 3033 3034 3035 3036 3037 3038 3039 3040 3041 3042 3043 3044 3045 3046 3047 3048 3049 3050 3051 3052 3053 3054 3055 3056 3057 3058 3059 3060 3061 3062 3063 3064 3065 3066 3067 3068 3069 3070 3071 3072 3073 3074 3075 3076 3077 3078 3079 3080 3081 3082 3083 3084 3085 3086 3087 3088 3089 3090 3091 3092 3093 3094 3095 3096 3097 3098 3099 3100 3101 3102 3103 3104 3105 3106 3107 3108 3109 3110 3111 3112 3113 3114 3115 3116 3117 3118 3119 3120 3121 3122 3123 3124 3125 3126 3127 3128 3129 3130 3131 3132 3133 3134 3135 3136 3137 3138 3139 3140 3141 3142 3143 3144 3145 3146 3147 3148 3149 3150 3151 3152 3153 3154 3155 3156 3157 3158 3159 3160 3161 3162 3163 3164 3165 3166 3167 3168 3169 3170 3171 3172 3173 3174 3175 3176 3177 3178 3179 3180 3181 3182 3183 3184 3185 3186 3187 3188 3189 3190 3191 3192 3193 3194 3195 3196 3197 3198 3199 3200 3201 3202 3203 3204 3205 3206 3207 3208 3209 3210 3211 3212 3213 3214 3215 3216 3217 3218 3219 3220 3221 3222 3223 3224 3225 3226 3227 3228 3229 3230 3231 3232 3233 3234 3235 3236 3237 3238 3239 3240 3241 3242 3243 3244 3245 3246 3247 3248 3249 3250 3251 3252 3253 3254 3255 3256 3257 3258 3259 3260 3261 3262 3263 3264 3265 3266 3267 3268 3269 3270 3271 3272 3273 3274 3275 3276 3277 3278 3279 3280 3281 3282 3283 3284 3285 3286 3287 3288 3289 3290 3291 3292 3293 3294 3295 3296 3297 3298 3299 3300 3301 3302 3303 3304 3305 3306 3307 3308 3309 3310 3311 3312 3313 3314 3315 3316 3317 3318 3319 3320 3321 3322 3323 3324 3325 3326 3327 3328 3329 3330 3331 3332 3333 3334 3335 3336 3337 3338 3339 3340 3341 3342 3343 3344 3345 3346 3347 3348 3349 3350 3351 3352 3353 3354 3355 3356 3357 3358 3359 3360 3361 3362 3363 3364 3365 3366 3367 3368 3369 3370 3371 3372 3373 3374 3375 3376 3377 3378 3379 3380 3381 3382 3383 3384 3385 3386 3387 3388 3389 3390 3391 3392 3393 3394 3395 3396 3397 3398 3399 3400 3401 3402

③① 本章註②。

③② 『外文』、三八一―三八三頁。

③③ Granville to O'Connor No. 120, 27.5, 1885, FO. 17, Vol. 975. #
た大阪事件の処理が日清間の外交問題となっていた一八八五年一二月
中旬、プランケット公使は、個人の資格においてはあが、日本が
清と開戦することになりロシアが日本につく場合、イギリスは清側に
加わる可能性があり、その時は日本はイギリス艦隊の犠牲となろうと、
伊藤・井上に圧力を加えていた (Plunkett to Salisbury No. 259, 18.
12, 1885, FO. 46, Vol. 335)。

③④ O'Connor to Salisbury No. 339, 351, 5, 15, 7, 1885, FO. 405, Vol.
35, 本章註②、榎本書簡。

③⑤ 清政府は巨文島占領正当化のためイギリスが望んだ清英協定には応
じなかったが、イギリス海軍がそこにいることは露・日の朝鮮侵略の
牽制になりうると考えていた (林前掲書、三九四、五頁)。さらに清
は右の協定の調印を代償に朝鮮の保全 (integrity) に対するイギリス
の保障を得ようとした (O'Connor to Salisbury No. 331, 1, 7, 1885
FO. 405, Vol. 35)。しかしイギリスはこれに応じなかった。そこで結
局、清はアフガニスタン問題解決後、イギリスの撤去に向けて動き
一八八七年、撤去を実現させたのである。

③⑥ 『外交』、三八三―三八六頁。なお同書は八月一日としているが七
月の誤り。

③⑦ Plunkett to Salisbury No. 216, 1, 10, 1885, FO. 46, Vol. 334.

③⑧ 一八八五年七月一日李電報 (『光緒』八、389、二七二)。

③⑨ プランケットとの会談で井上は、朝鮮がロシアの手に落ちるのを防
ぐため清の朝鮮統制力を強めることが現在の日本外交の望みであると
語っていた (Plunkett to Salisbury No. 209, 216, 16, 9, 1, 10, 1885,
FO. 46, Vol. 334)。

④④ 駐清公使更迭後、欧州より帰国する青木周蔵出迎えのため北京に再
び向かうことになった榎本のプランケットへの一月一〇日の談話
(Plunkett to O'Connor 11, 11, 1885 [Plunkett to Salisbury No.
233, 11, 11, 1885, Inclosure FO. 46, Vol. 335])。榎本自身の考えは
既述のようにこれと異なっているのだから、かかる発言は井上の榎本への
指示によるものだろう。

④① 袁世任後の清の朝鮮支配の強化については『田』下、第五九・林前
掲書、第二篇、参照。

④② 前掲『山県有朋意見書』、所収。

④③ 外交政略論についての通説は、『利益線』とよう表現を勢力圏と解
し、朝鮮勢力圏化を国是としてそのために軍拡と軍国主義教育の必要
を主張する極めて侵略的意見書、とするものである。しかしこれは妥
当ではない。

第一に「利益線」を勢力圏と解することはこの意見書の眼目 (外交
政略の主張) である朝鮮中立化政策の提唱と矛盾し成り立たない。「利
益線」とは「隣国接触ノ勢力我方主権線ノ安危ト緊シク相関係スルノ区
域」という表現そのままに不都合な国に支配されるのを不利とする地
域ということでの政治的支配まで含むものではない。もちろんその国の
進路はその国自身の問題であり他国が規制するのは明らかに主権の侵
犯であり、この意味においてこの中立化構想は侵略政策であつた。し
かしそれは日清戦争後、日本とのこの朝鮮の政治的支配をめざす型の
侵略政策とは異なり、むしろそれを不可能とするものであることも注
意しなければならないだろう。

第二にこれを軍拡至上主義の主張とすることも一面的である。ここ
で述べられている目標の七ヶ師団は当時の現有師団であり、山県の軍
拡論はその質的充実にとどまると解すべきものである。しかも山県は
これを今後二十数年間にわたる目標としているのである。こうした山

果の主張を軍拡至上主義とするには大分留保が必要だろう。

なお付言すれば右のことは山県が軍拡抑制論者であったということの意味ではない。二十数年間にわたる現有師団の充実という山県の主張もこの時期における一つの積極的な軍拡論ではあった。注意すべきことはこの時の山県にとりこれが一応十分な軍拡目標であったということである。つまり日本の大陸国家化を目標としないこの段階では陸軍の巨頭の山県の積極的な軍拡目標もこの程度のものであったということが重要なのである。そして五年後、日清戦争の後、大陸国家化の方針が決定した後は、軍拡目標は十三ヶ師団となり、さらに二

終章 日清戦争への道をめぐって

以上、本稿は一八八〇年代前半の日本の朝鮮政策の展開を検討した。終章では、この検討が、はじめに述べた日清戦争の不可避性という問題に対していかなる意味を持ちうるかを明らかにしたい。

まず日本の朝鮮政策の性格について、本稿の検討をまとめながら、それが日清戦争に不可避的につながるものであったかを考えることにする。

この時期、日本の権力集団内部には朝鮮政策について二つの潮流が存在していた。その内、壬午事変後より甲申事変勃発まで日本政府の朝鮮政策を支配していたのは、井上・伊藤ら長州派の伯集団の潮流であった。この時期、井上・伊藤の展開した朝鮮政策は、清の属国論は認めず、独立論をとることで日本勢力の浸透を図るが、これにより清との決定的対立に陥ることは避けようという消極的「独立」方針に基づくものであった。この消極的「独立」方針は第一章で述べたように中間的な方針であり、そのためその具体的展開は、甲申事変直前の「瀬戸際政策」から天津での交渉における相互不派兵条項の提起に至るまで、日本のおかれていた立場の強弱により、大きな幅を持っていた。しかしその政策目標の最も中

〇年後の一九一〇年には十九ヶ師団も抱えこんでしまった上になおあと六ヶ師団を増やすことが目標となるまでになっていた。大陸国家化方針の決定・大陸国家化がいかに極端な軍備の拡張を招くかはこれにより明らかだろう。そして膨大な軍備は財政・経済に重い負担を与え、戦前期日本の経済成長を遅らせ、国民生活を厳しく圧迫した。大陸国家化は道義的に悪であるとともに愚劣な選択であったと言える。

なお山県の外交・軍備戦略の変遷・第一次山県内閣の対朝政策については、外交政略論のより詳細な分析を含めて別稿で詳細に展開する。

心的部分は、朝鮮が日本にとり不都合と考えられる国（巨文島事件以前は清、以後はロシア）により支配されることを阻止することにあり、そのためには相互不派兵条項の提起や弁法八ヶ条のように日本自身の朝鮮侵略の道を閉ざしたり、困難にしたりするような政策に出ようとすることもあった。またこの政策の遂行にあたり他強国と軍事的葛藤が生じる可能性が高まった時、彼らは和平解決を目ざしたり（甲申事変処理）、危険負担を他に負わせようとした（巨文島事件後の英露葛藤）。このことは武力によってでも自己の朝鮮政策を積極的につらぬこうとする志向が彼らに弱かったことを示している。①要するに彼らの朝鮮政策は、その政治的支配を根本的な目的とし、そのため国力を傾むけようというものではなかったのである。

なお付言すれば右のことは井上・伊藤が朝鮮侵略の志向を持っていなかったことを意味するわけではない。彼らは成功の見込のある条件と機会があるならばそれを積極的に行っただろう。②ただ財政の限界・日本軍備の状況・清軍備への高い評価・列強の動向への不安などの諸条件がそれを妨げたのである。逆に言えばそうした条件にかかわらずあえて侵略の賭に出るほどの積極的な志向は持っていなかったことを示すにすぎない。しかし右の条件は当時の日本の国力にとって短期的に変えるものではなく、かなり長期にわたるものである以上、それに基づく彼らの対応を権力集団内部の一潮流として把握することができるのである。

またこの時期の彼らの政策を一八八三年から始められた対清軍拡の完成までの一時的後退戦術であり長期的戦略としては朝鮮侵略方針が確定していたとする見解も浮かぶが、これは妥当ではない。第一に、第Ⅱ・Ⅲ章で述べたようにこの時期彼らのとうとうとした相互不派兵条項や弁法八ヶ条などの「後退戦術」はもし実現していたら一時的なものとして後に變更するのは困難なものであった。第二に、「後退戦術」であるならばこれ以後、対清軍拡に全力が注がねばならない筈であるが、朝鮮での日本勢力の後退・清との軍拡競争の勝利の困難が予想されている中で、現実には井上・伊藤がとうとうとした軍備政策は、一八八六年度の予算編成の過程において明瞭に示されるように、財政再建を重視し軍事費を削減するた

めの軍拡の抑制であったのである（海軍については既定軍拡計画「当時定額」内の遂行、陸軍については七万の現役兵を二万とする軍拡計画自体の根本的改変を必要とする徹底的な軍縮であった）^④。

井上・伊藤らに対し清と対決して朝鮮の支配をめざそうとする積極的「独立」方針をとる潮流も権力集団内に存在していた。その中心が薩派、就中その軍部であった。明治十四年政変以降、政局の主導権を握っていた長州派は朝鮮政策もその管掌の下におき、薩派の発言権はおさえられていた。しかし甲申事変の勃発と敗北という長州派の失態を機に、彼らの強硬な主張が噴出することになり、朝鮮政策をめぐる薩長対抗が発生した。そして福沢ら好戦派ジャーナリズムの煽動による開戦論の高まりを背景に薩派の主戦論は長州派の主和論を追いつめた。しかしこの危機も、日清開戦の回避を望むイギリスの動き、清の対日避戦方針に助けられた伊藤特使による和平解決の成功で長州派の指導の下に収束した。そして以後、朝鮮政策は再び長州派に主導されることになった。そして第Ⅲ章の最後に述べたように少なくとも第一次山県内閣まで、朝鮮政策は長州派の方針の下に展開されていた。このことは日清戦争となって現われる武断的な朝鮮侵略方針は、明治政府にとって一貫したものではないということのみならず、少なくとも一八九〇年まで主潮流でもなかったことを示していると言えよう。

日本の朝鮮政策の性格はこのようなものであったが、次に問題となるのが、この時期の極東情勢である。即ち朝鮮をめぐる列強の圧力が強化される巨文島事件以後、極東における帝国主義的分割の成立を必然とする状況が形成されていたかが考えられねばならない。

この時期、朝鮮をめぐる国際政治は三層の構造をなしていた。第一層は、朝鮮国内の諸勢力の対抗、第二層は、朝鮮支配をめぐる日清の対抗、第三層は、朝鮮を焦点とする極東における列強間（中心は英露）の対抗であった。この三層の内部及び相互間の作用・反作用として朝鮮をめぐる国際政治は展開した。そして巨文島事件までは第三層の存在は潜在的なものであったが、以後それは顕在化し、事態はより複雑となった。巨文島事件後の第二・三層の状況を本稿の検討により整

理すれば、第二層における清の優位と第三層の英露対抗の顕在化を背景としての清英関係の密接化（ただし公然たる提携にはイギリスの躊躇のため至らない）、そして日本の英露に対する中立（内心はロシアをより怖れるが、立場の明瞭化はさける）ということになる。

巨文島事件後極東に成立した国際政治のかかる構造について右に述べた課題の検討のためにさらに若干の論点を提示したい。

一、英露対抗の性格。第Ⅲ章で明らかにしたように巨文島事件後の日本政府の朝鮮政策を基本的に規定したのがこれへの不安であった。しかし実際にはこの対抗はそれほど激烈なものではなかった。第一に列強相互の対抗は英独間・英仏間など多元的なもので英露間のそれがこの時期、最も深刻なものであったわけではなかった。^⑤第二にこの時期の極東における英露対抗は巨文島事件がアフガニスタン問題から派生したことに示されるように世界的規模での両国対抗の一環であり（シベリア鉄道建設以前、極東はロシアの弱い環、極東（中国・朝鮮・日本）を利権の対象としその分割をめぐる発生したものではなかったことである。このような極東における英露対抗は、中国自体が分割の対象となり、それをめぐる英露対抗が列強間対立の中心的位置をしめた日露戦争直前のそれとは大きく異なっていたのであり、その爆発を不可避なものと考えることは難かしいだろう。

二、巨文島事件後の朝鮮問題凍結の要因——清英密接化の性格——清の評価。一八八五年より日清戦争まで朝鮮問題は清優位の下に凍結された。これについては、当時極東で圧倒的力を持っていたイギリスがロシアへの対抗のため清を支持し朝鮮の現状維持を望んだのでかかる凍結が可能となったとするのが有力な見解である。^⑥しかしイギリスの意向の側面のみを強調し、清の力の過小評価につながるこうした見解は一面的であると思われる。

もちろん洋務運動期の中国の評価は、長い研究史を持つ複雑な問題で、筆者の容喙しうるものではないが、本稿の課題と関連するので一八八〇年代前半の清の外交政策と軍事力に限定して、若干、見てみることにしたい。

この時期の清と列強間の重要な外交問題にはイリ紛争と清仏戦争がある。ヤコブ・ベグの「反乱」に乗じて広大なイリ地方を占領したロシアに対しその返還をめぐり清露間で厳しい交渉が行われた。その結果、一八八一年に成立したペテルブルク条約は償金と係争地の一部割譲という譲歩を行いながらも約十年間占拠し続けていた土地よりロシアの退去の約束を獲得したものであり、屈辱であるよりも外交的勝利と見るべきものと言えよう。そして清はこの地域をヤコブ・ベグ政権の打倒ですでに「回復」していた土地と合わせて直轄支配地域としていった。^⑦また清仏戦争も清が「多大な屈辱をあげて敗北した」わけではなく、清の南洋艦隊の壊滅もあれば、ランソンにおけるフランス陸軍の大敗もあるというように戦闘自体は一進一退の勝敗を見分けがたいものであり、アヘン戦争、第二次アヘン戦争の勝利の後、ヨーロッパが東アジアにおいて初めて体験した「勝てない戦争」だったのである。^⑧

一八八〇年代前半の清の国権拡張政策は、ベトナムへのそのように結果として失敗したものもあるが、東トルキスタンや朝鮮へのそのように成功をおさめたものもあったのである。^⑨

イリ紛争の外交的勝利の背景には係争地でロシア軍と対峙した左宗棠の軍力があつたことに示されるように国権拡張政策の背後には清の軍事力があつた。西洋列強が陸路で有力な兵力を極東に派遣できないシベリア鉄道以前のこの段階において、清と列強との軍事的関係において決定的な意味を持つのは海軍であった。その海軍については、李鴻章の北洋海軍の建設が一八八〇年代本格的に進められており、一八九〇年頃には極東水域において列強海軍の中に伍しうるものになつてゐた。^⑩

こうした清軍勢力の強化により列強の極東政策も影響を受けることになる。例えばロシアは清が朝鮮を属国化するのではないかと危惧していたし^⑪（それは極東露領の不安につながる）、そのシベリア鉄道建設の決定は「満州」における清の軍備強化に対し、極東露領防衛の意図が大きな要因となつてゐた（明らかに過剰防衛だが）。清の軍事力強化は列強にとって極東における国際政治の重要な因子となつてゐたのである。

大規模な兵力派遣を困難にする距離の遠さ（トルコとの比較）とかなりの経済力の上に一定の政治的結集をとげた国家の存在（インドとの比較）という条件を持つ極東においては、西洋列強は極東諸国が鎖国状態下にあつて軍事技術の絶対的隔差が存在している段階においては、必ずしも大規模ではない軍事力で十分な勝利をえることができたが、中国や日本が一度、西洋文明の受容にとりくみ近代の軍事力創出に向けて本格的に動き出した後では、そうした有利性は急速に失われていったのである。そしてシベリア鉄道建設以前の一八八〇年代の極東は、列強にとって軍事的に勝つことは不可能ではな^⑬いが、そのための負担が経済的・政治的に極めて莫大な地域となつていたと思われる。こうした状況においては一の論点でふれたように中国の分割自体が現実的問題とならなかつたのは当然のことだろう。そして清英の密接化はかかる状況の上に成立していたのであり、朝鮮問題の凍結の大きな要因の一つにはかかる清の軍事力強化があつたのである。

巨文島事件以後の極東情勢について右の概観より評価すると、一、英露対立が顕在化したが、その破裂が必然化するほど激烈なものではなく、二、極東二国（中国・日本）の列強に対する対抗力は急速に強化されていたということになる^⑭。極東の帝国主義的分割を不可避免的に導くような状況は、列強との関係において、この時期存在していなかつたのである^⑮。それのみではなく英露対抗の顕在化という状況は第Ⅲ章で述べたように、かえって日本の侵略衝動を抑制する効果さえもたらしたのである。

日清・日露の両戦争をへて日本は大陸国家となつた。この大陸国家化の過程と結果によって大陸支配についての利益集団（軍部・外地官僚・外地関連産業等々）が生まれるとともに大陸権益への執着が国民意識の中に刻印され、それを不可欠とする政治・経済の構造が成立した。このため戦前期において日本にとり大陸国家であることが不動の国是であり、不可欠なものであるという国民意識が広く根づくことになり、その影響は現在にも及んでいる。

しかし形成期の日本近代国家において、大陸国家化が、藩閥政府の下においても根本的外交方針ではなかつたこと、国際情勢も帝国主義国（半）植民地かの二者択一を迫るものではなかつたことは本稿で明らかにした通りである。つまり日

清戦前の日本、及び極東の進路は多様な可能性を持っていたのである。そしてこれが大陸国家化と帝国主義的分割の開始という現実の道となってしまったことについては、多様な可能性の中における日本政府の主体的選択が、極めて大きな要因をなしていたと思われる。そしてこのことはある局面における決断の契機を持つ決定的な重さを示すものと言えよう。

① なお第一章で述べたようにこの消極的「独立」方針は、本来、矛盾を含んだものであり、清側が強硬な政策に出る時、存続不可能となるものであった。そのような厳しい状況におかれた時井上・伊藤が公的にとった対応は、天津での交渉においての清側の単独派兵権の主張への対応に見られるように開戦を賭しての清の完全支配の阻止であった。ただし井上の私的志向について見ればそれは対清戦回避をあくまで重視しての不干渉方針に独立論の放棄であった（前掲拙稿「形成期明治国家と朝鮮問題」第二章（節参照））。

② 伊藤が朝鮮支配に積極的な意欲を持っていたことは野瀬和起「甲申事変の研究（一）」（『朝鮮学報』82・一九七七一）、一四二、三・一四八頁。また井上も壬午事変後の対朝政策をめぐる閣議決定までは朝鮮への勢力拡大に積極的に努めていた（壬午事変期の朝鮮政策については別稿で詳述する）。

③ 主戦論の薩派軍部は、時が行く程、日清軍事比は清に有利となるとした（『樺山資紀・高島綱之助建言（一八八五年二月）』『三条家文書』（国会図書館憲政資料室蔵）書類、51―21）。また井上自身「我内政ヲ整頓シ力支那ヲ制スルニ余リアルノ日ニ至ルハ固ヨリ容易ノ業ニアラス」（一八八四年二月二六日付三条宛書簡、『日韓』、一〇五頁）と見ていた。

④ 一八八五年一〇月一日付伊藤宛井上書簡（前掲『伊藤文書』1、24―137）。なお師団制への移行など軍拡政策は一八八五年以降も着々と進められているが、それは壬午事変後の計画の遂行であってこの時

に決定されたものではない。問題はこの時、井上・伊藤が既定の計画に対していかなる対応をとうとしたかにあり、それは促進ではなく抑制だったのである。なお壬午事変以後の軍備政策の展開については陸軍軍拡を中心にこの問題を含め別稿で展開する。

⑤ この時期の列強間の対抗の変遷については岡部健彦「世界政策と国際関係」（『岩波講座世界歴史22』・一九六九）・江口朴郎「帝国主義の時代」（『岩波書店』・一九六九）第二章、等参照。

⑥ 芝原前掲書、四四一―四四四頁。氏の主張は高村直助氏に依拠される（『東アジアにおける帝国主義』、前掲『講座日本史』8、六頁、但し高村氏は清評価の部分にはふれていない）。

⑦ イリ紛争とペテルブルク条約の評価についてはChu Jiang（鄭健）、'War and Diplomacy over Ili,' *The Chinese Social and Political Science Review* XX, 1936, 2449。なお現在につながる近代中国国家の領域の原型がこの時期の清のまき返し政策の結果、成立したものであることが、永井和「東アジアにおける国際関係の変容と日本の近代」（『日本史研究』289、一九八六―9）、一二〇頁に指摘されている。

⑧ 清仏戦争の経過については坂野正高前掲書、第十章、参照。清仏間の講和条約（天津条約）で清はベトナムの宗主権を「失う」ことになった。しかしこの条約は戦争が本格化する前の李鴻章・フルニエ協定とは同じ内容であり、戦闘の本格化はフランスに利権の拡大をもたらさなかった（天津条約の評価についてはL. E. Eastman "Throne

and Mandarins" Harvard University Press, 1967, p. 201, 2. 参照)。カーナンは、清仏戦争で黄色人種は初めて白兵戦でヨーロッパ人と戦い、遜色を示さなかったとし、これから日清戦争までの一〇年間、清は清仏戦争でかちえた軍事的信用によって守られた、と評価している (Kiernan 前掲書, p. X, 186)。

⑧ 西洋列強の圧力が加わった後の一九世紀中後期の東アジア情勢の展開についての日本史研究者の側の把握は、西洋列強による中華帝国の侵食の過程とするものが一般的である。たしかに外圧到来前の東アジアに中国を頂点とする国際秩序が存在し、それが一九世紀解体していくことは事実である。しかしその把握において、従来の中華帝国への包摂は近代的な支配関係と異なっているということが必ずしも十分におさえられていないように思われる。このためヤコブ・ベグ政権を単にイギリスの操縦の対象としてしか把握られないような中国周辺諸民族の独自の動きを把える視座の欠落や従来の中華帝国体制的あり方を自ら否定し周辺地域を近代的な支配関係にくみこんで行こうとする中国自身の対応を十分に評価できない限界が生じていると思われる。

この時期の東アジア情勢は西洋列強の侵略とそれに対抗しようとする清・日の動き、そして中国周辺諸民族の動き（それは中華帝国体制よりの離脱の動きとともに外圧への対抗のためにむしろ中華帝国に接近しようとする動きが絡む複合的なものである）の三層構造の中で把握して行くべきものだろう。なお中国自身の中華帝国体制の否定・周辺諸民族の動きを視野に入れこの時期の東アジア像の枠組を作ろうとする試みには、永井前掲論文がある。

⑩ 一八九〇年九月日本海軍の作成した極東における日・清・英艦隊の比較表（陸奥宗光閣僚文書）（国会図書館憲政資料室蔵）書類69―5、これは樺山海相の海軍軍拡提議（同69―3）の付表である）より北洋艦隊と中国派遣英艦隊の甲鉄艦と巡航艦をぬき出し比較すると表のよ

中国における清・英艦隊の排水量(t)

	北洋海軍	中国派遣英軍艦
甲鉄艦	7,335	8,400
	7,335	〔但し巡航甲鉄艦〕
	2,900	
	2,900	
計	20,470	8,400
巡航艦	2,300	1,420
	2,300	1,420
	2,300	4,300
	2,200	3,730
	1,350	1,770
	1,350	4,050
計	11,800	16,690
総計	32,270	25,090

※なお原表ではトン数とのみあり、いかなる数値かは記載がないが、定遠の排水量が7,335tであることより排水量と判断した。

うになる。これより北洋艦隊は極東において英艦隊と伍しうる外形を備えていたことが明らかとなろう（ただし英艦隊に太平洋・東インド・オーストラリア派遣艦隊を加えればその比較は大きくイギリス側に傾く）。もちろんその強大さは、艦数・排水量という量的なもので、軍艦の整備状況・訓練・幹部の資質などの質的側面を考慮するならば、日清戦争が暴露したようにこれは張子の虎にすぎないものであった（ただしこうした弱体性は一貫したものが、一八八九年以降の現象かは検討の余地があるが）。しかし実際の弱体性は戦争にならないければ判らない性格が強く、北洋艦隊の量的強大さは平時においては十分、威圧力として機能しえたのである。

なおもう一つの有力列強であるロシアの極東海軍について見れば、一八八四年末で地中海等から回航可能なものを含めてようやくフリーゲート艦三隻・クリッパー艦六隻・輸送艦五隻であった（佐々木前掲「一八八〇年代における露朝関係」、註⑤）。翌年に北洋艦隊に甲鉄艦、定遠・鎮遠が加わることを考えると清の優位は圧倒的なものであろう（一八八四年の北洋艦隊の艦数・船名は包遼彰『中国海軍史』下、一九七〇・台北・集成図書公司、八五四頁、その性能は、J. L. Rawlinson "China's Struggle for Naval Development, 1839-1895" Harvard

University Press, 1967. appendices C 参照。

⑪ 佐々木前掲「日清戦争前の朝鮮をめぐる露朝関係」四一、二頁。

⑫ 坂野正高前掲書、三九二頁。

⑬ 戦争に勝ちうる兵力派遣の困難性についてフランケット公使はグラシウィル外相宛の一八八五年一月一九日報告(FO. 46. Vol. 367. No. 22)の中で以下のように言及している。I have not cared to call the attention of this Government (日本政府) too much to the successful nature of the resistance which China is making to France. On the contrary, I have always maintained that, at whatever cost, the Western Power is bound to conquer in the end. I cannot, however, help feeling, that the slowness of French progress is being carefully weighed by this Government, and that they are taking dangerous note of the increasing difficulty which Western *Cabinets have now to contend with in sending out, until too late, forces sufficiently strong to ensure success.* なおこれがフランス軍のランソンでの大敗北以前のものであることに注意。

⑭ ただし清英密接化といっても同盟のような提携関係が存在したわけではないし、清がロシアに対し必ずしも敵対的になったわけでもない(清はロシアを警戒しつつもそれとの提携の道を探っていた(佐々木前章註⑩論文、第二章)。このことは英露対立は存在したが各々の陣営の旗幟を鮮明とする必要があるほど激しいものではなかったことを

示している。

⑮ なおこの対抗力強化の評価は、これ以後、日清戦争さえなければ列強の軍事的侵略より清は免れられていたという主張まで含んでいるものではない。領有制を完全に解体した日本のように徹底した社会変革をまだ行っていない中国については、その国力の強化の見通しはたてにくく、多くの要因に左右されるからである。例えば軍備と財政の関係について言えば、一八八〇年代においては当時の国家体制でも対抗力たりうる軍備経費を支弁していたが、軍事技術の高度化に伴う財政負担の膨大化の傾向に対し、当時の政治的結集度のままではどこまで対応していたかは疑問であろう。しかしこの問題は、軍事技術の発展、普及の速度・列強の極東への関心の度合・清自身の改革の意志の有無など極めて多様な要因の中で考えられるべきものであって、一八八〇年代において将来の破綻が不可避となったとするのは困難であろう。

⑯ なお朝鮮国内の近代化の努力の帰趨如何の問題も極東情勢評価の重要な要素であるが、これについては朝鮮史研究者よりの御教示をえた。

〔附記〕 本稿は一九八七年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)を使用した研究成果の一部である。

(京都大学研修員)

The Korean Problems and International Politics in the 1880s: the Road Leading to the Sino-Japanese War

by

Hidenao Takahashi

With the Sino-Japanese War, Japan got a foothold on the Asia continent and the imperialist states began to divide up the Far East. It is commonly accepted that this Sino-Japanese War and the following division was unavoidable under the circumstances of the Korean problems from the middle of the 1880s; the Japanese government had decided to come into armed conflict with the Qing court and the great Powers' pressure on the Far East had been intensified. In this article, we attempted to reconsider this common view by examining the course of the Korean problems in the first half of the 1880s; from after the Jingo Incident 壬午事変, through the outbreak of the Koshin Incident 甲申事変 and the Tien-tsin treaty 天津条約, to the Eight Article Korean Doctorine 朝鮮弁法 8ヶ条 following the Port Hamilton Incident 巨文島事件.

As a result, we came to these conclusions; (1) In those days, the Korean policy of the Japanese government was not unanimous. Instead, the leading faction, the Choshu clan, which included Kaoru Inoue, Hirobumi Ito, Aritomo Yamagata and others, did not choose the policy of armed conflict with the Qing. (2) In this period, both China and Japan had strengthened their ability to oppose the great Powers. (3) Consequently, in this period there were no circumstances under which the Sino-Japanese War and the imperialist division of the Far East were unavoidable. This makes it clear that there were various alternatives in Japanese state policies before the Sino-Japanese War, and it shows how important and decisive the choice of the Sino-Japanese War was.